

平成 20 年度  
伊丹市男女共同参画施策  
市民オンブード報告

2009(平成 21)年 12 月  
伊丹市男女共同参画施策市民オンブード

(写)

2009（平成 21）年 12 月 8 日

伊丹市長 藤原 保幸 様

伊丹市男女共同参画施策市民オンブード

朴木 佳緒留

田中 利明

片山 実紀

「伊丹市男女共同参画計画」の進捗状況に関して（報告）

私たち伊丹市男女共同参画施策市民オンブードは、「伊丹市男女共同参画施策市民オンブード設置要綱」第 11 条の規定に基づき、平成 20 年度における計画の進捗状況に関して、別紙のとおり報告します。

## 目 次

|                              |                                 |
|------------------------------|---------------------------------|
| はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 1                               |
| 報告のポイント・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・  | 2                               |
| 1. 男女共同参画・・・・・・・・・・・・・・・・・・  | 4                               |
| 1－1 啓発・ネットワーク P4             |                                 |
| 【男女共同参画の啓発・ネットワーク】           | ＜男女共同参画課＞                       |
| 【オンブード報告】                    | ＜男女共同参画課＞                       |
| 1－2 審議会への女性登用 P6             |                                 |
| 【審議会】                        | ＜人事課、男女共同参画課、まちづくり課、審議会を持つ全部の課＞ |
| 1－3 講座・研修 P9                 |                                 |
| 【講座】                         | ＜男女共同参画課＞                       |
| 【研修】                         | ＜男女共同参画課＞＜団体を管轄するすべての課＞         |
| 1－4 相談 男女共同参画課＞ P11          |                                 |
| 1－5 DV 男女共同参画課＞＜住宅課＞ P11     |                                 |
| 2. 子育て・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 13                              |
| 2－1 子育て支援 P13                |                                 |
| 【次世代育成支援行動計画・愛あいプラン】         | ＜こども企画課＞                        |
| 【認定こども園】                     | ＜こども企画課＞                        |
| 【ファミリーサポート】                  | ＜子育て支援課＞                        |
| 【地域子育て支援拠点事業】                | ＜子育て支援課＞＜社会教育課＞＜こども文化科学館＞       |
|                              | ＜人権啓発センター＞                      |
| 【子育てバックアップ事業】                | ＜子育て支援課＞                        |
| 【児童虐待防止】                     | ＜子育て支援課＞                        |
| 【講演・研修など】                    | ＜子育て支援課＞＜男女共同参画課＞               |
| 【職員待遇について】                   | ＜人材育成室＞                         |
| 2－2 保育所 P17                  |                                 |
| 【待機児童】                       | ＜こども企画課＞＜保育課＞                   |
| 【新・保育の道しるべ】                  | ＜保育課＞                           |
| 【企業内保育所】                     | ＜保育課＞                           |
| 【男性保育士】                      | ＜保育課＞＜人事課＞                      |
| 2－3 家庭教育 P20                 |                                 |
| 【家庭教育・父親参加】                  | ＜家庭教育課＞＜男女共同参画課＞＜商工労働課＞         |
| 【児童くらぶ】                      | ＜家庭教育課＞＜人事課＞                    |

【放課後子ども教室】 <家庭教育課>

#### 2-4 病院・母子健康 P21

【産婦人科・院内助産】 <市立伊丹病院><健康福祉課>

【育児への父親参加】 <市立伊丹病院>

【イベント周知、参加率向上のために】 <健康福祉課>

### 3. 学校教育・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24

#### 3-1 教職員 P24

【女性教諭の比率と登用】 <教育委員会職員課><総合教育センター>

【研修・啓発・相談】 <総合教育センター>

#### 3-2 教育課程 P27

【伊丹市男女共生教育基本方針】 <学校教育担当>

【男女平等に関する表現】 <学校教育担当>

#### 3-3 性教育 P29

【学校での性の健康教育・薬物防止教育】 <保健体育課><市立伊丹病院>

【保健室とCAP講習会】 <保健体育課>

#### 3-4 地域と学校、PTCA P31

【活動に男女共同参画の視点が活かされるように】 <社会教育課>

【職業を持つ保護者の参加】 <社会教育課>

### 4. 生涯教育・学習・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33

#### 4-1 人権教育 P33

【啓発の実績について】 <人権教育室>

【啓発用教材】 <人権教育室>

【人権教育指導員】 <人権教育室>

【性同一性障害など】 <人権教育室>

#### 4-2 青少年 P34

【青少年センター・青少年育成】 <青少年課>

【青少年健全育成】 <少年愛護センター>

【なやみ相談】 <少年愛護センター>

【少年進路相談員制度】 <少年愛護センター>

#### 4-3 社会教育 P36

【中央公民館】 <中央公民館>

【その他の生涯学習施設】 <社会教育課><図書館>

【スポーツ施設】 <スポーツ振興課><伊丹スポーツセンター>

5. 労働・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 43

5-1 ワークライフバランス P43

【市職員】 <人事課>

【子育て応援】 <人材育成室(人事課)>

5-2 農業 P45

【農業従事女性への支援】 <農政課>

【女性グループへの活動支援】 <農政課>

5-3 就労支援 P45

【労働関係法の周知・労働相談・実態調査】 <商工労働課>

【産業・情報センター】 <商工労働課>

6. 福祉・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 47

6-1 地域福祉 P47

【地域福祉】 <地域福祉課>

【社会福祉協議会】 <伊丹市社会福祉協議会>

6-2 健康 P49

【女性の健康】 <健康福祉課>

【性教育】 <市立伊丹病院><保健体育課>

【市立伊丹病院の職員の育成・職場環境について】 <市立伊丹病院>

【市立伊丹病院の職員採用】 <市立伊丹病院>

【女性の生涯にわたる健康支援】 <健康福祉課>

【課内研修】 <健康福祉課>

6-3 高齢者・介護 P51

【高年福祉】 <高年福祉課>

【介護保険】 <介護保険課>

6-4 障害福祉 P53

【障害福祉】 <障害福祉課>

6-5 ひとり親家庭への支援 P54

【伊丹市婦人共励会】 <地域福祉課>

【市営住宅】 <住宅課>

7. 地域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 56

7-1 まちづくり P56

【まちづくり出前講座】 <まちづくり課><男女共同参画課>

【自治会】 <まちづくり課>

7-2 環境、消費生活 P57

【生活環境】 <生活環境課>

【環境保全】 <環境保全課>

【消費生活】 <消費生活センター>

### 7-3 防災、防犯 P58

【防災】 <危機管理室><消防局>

【生活安全】 <生活安全課>

【消防】 <消防局>

### 7-4 交通 P61

【市バスモニター制度】 <交通局>

【女性運転手】 <交通局>

【マタニティマーク】 <交通局>

### 7-5 多文化共生 P62

【生活環境】 <国際・平和課><男女共同参画課>

### 7-6 広報 P62

【広報】 <広報課>

おわりに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 63

資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 65

資料1 子育て支援に関するデータ <子育て支援課> p65

ファミリーサポートセンターについて

子育てサポーター養成講座について

資料2 伊丹市における女性の登用・参画状況 <男女共同参画課> p67

資料3 阪神間各市との比較 <男女共同参画課> p68

資料4 審議会の登用に関する調査についての分析

<市民オンブード作成 出典：男女共同参画課> p69

資料5 伊丹市男女共同参画施策市民オンブードに関する

アンケート調査結果<市民オンブード作成> p73

資料6 平成21年度伊丹市男女共同参画施策市民オンブード活動記録 p78

資料7 伊丹市男女共同参画施策市民オンブード設置要綱 p80

※目次・本文中、各項目末尾の<〇〇課>の記述は、ヒアリング対象課等を示します。

## はじめに

2009(平成 21)年には、国連の第 44 会期 女性差別撤廃委員会において、日本の男女共同参画の進捗状況が審査された。審査は4年に1回行われ、今回は日本政府が提出した第6回報告についての審議であった。審査結果は、8月に「女子差別撤廃委員会の最終見解」として公表されたが、この「最終見解」は、日本の男女共同参画が進展していないことについて、厳しい口調で「勧告」や「遺憾」「懸念」等々を述べている。特に目を引くのは、「委員会は、女性に対する差別撤廃の分野における最も適切かつ一般的で法的拘束力を有する国際文書として本条約を認識するよう締約国に要請する。」という部分である。

女性差別撤廃条約は国際条約であり、それを批准したのであるから、条約に記してあることを着実に実行してほしいと述べているのである。実現困難な事項については、実現を困難にしている理由を分析し、実現の可能性をさぐる姿勢が必要である。残念ながら、日本政府の報告書からはそのような姿勢が読み取れなかった、ということであろう。

伊丹市男女共同参画施策市民オンブードは原課の「ヒアリング」をしている期間に上記の「最終見解」を読んだためか、「最終見解」を「オンブード報告書」と重ねて、見てしまった。「最終報告書」を模して言えば「伊丹市男女共同参画計画を実行すべきものとして認識するよう要請する」ということになる。このように書いたからといって、伊丹市は男女共同参画計画を実行すべきものと受け止めていない、と言いたいわけではない。「伊丹市男女共同参画計画」は伊丹市が立てた計画であり、したがって、軽く扱われてはならず、重い意味をもっていることを改めて感じた次第である。

平成21年度のオンブードヒアリングでは、大変積極的にヒアリングに応じていただいた。当初にはヒアリングの対象になっていなかった課が、ヒアリングを希望し、補足説明したという例もあった。オンブードは一般市民であり、市民目線から「伊丹市男女共同参画計画」の進捗状況をチェックし、疑問や意見を述べる立場にあるが、ヒアリングのやりとりの中で、思わぬ「発見」をし、場合によっては、その場で「提案」をすることもある。本年度には、オンブードがヒアリングの中で行った提案を早速、実現した課もあった。この場を借りて、御礼申し上げたい。

2009年は市民目線により政治を見る機運が高まったが、伊丹市では12年も前にオンブード制度を導入しており、全国に先駆けて「市民目線を取り入れた男女共同参画行政」を行ってきたことを誇りたい。本年度には、部分的ではあるが「オンブード報告」についての自己評価も試みた。その結果、関係職員には「オンブード報告書」が概ね役立っていることが分かった。しかし、市民にとってはいかがであろうか。本年度には、その検証を行うことは出来なかったが、「伊丹市男女共同参画計画」が実質化され、市民目線による行政が賛美される日が来ることを願っている。

伊丹市男女共同参画施策市民オンブード

朴木 佳緒留

田中 利明

片山 実紀

## 報告のポイント

- DV被害者支援のための庁内および関係機関ネットワークが拡充され、平成21年6月には「伊丹市配偶者等からの暴力対策基本計画」が策定された。
- 次世代育成支援行動計画を立てるために、年齢別人口推移シミュレーションとアンケート調査が行われた。
- ファミリーサポートは、男性の育児参加意識向上にも役立っている。男性の協力会員は現在10名で、昨年度より微増した。
- 保育所待機児童は4月1日現在ではゼロ名であるが、翌年度の2月には200名が待機している。保育サービスへのニーズはさらに上昇することが予想され、今後の対応が必要である。
- 男性保育士の採用数増をめざして、HPに「男性保育士からのメッセージ」が掲載された。
- 「伊丹市男女共生教育基本方針」「伊丹市男女共生教育ハンドブック」が改訂された。
- 中央公民館では「男性クッキング講座」を開催し、平成21年には「スマイル阪神」の調理室も利用した。これに触発されて、平成21年11月には市長、市議会議長も参加した「男性を対象とした秋野菜カレーづくり」(スマイル阪神主催)も行われた。



- 市職員の男女の垂直的、水平的分離状況は続いているが、保育所、幼稚園、市立伊丹病院では男性職員からのメッセージや職場環境をHPに掲載するなど、積極的な方策をとっている。
- 関係機関と連携して、「ポジティブ・アクション推進セミナー」が開催された。
- 「伊丹市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第4期）」が平成21年3月に策定され、「男性介護者にも配慮した支援のあり方を検討します」の一文が明記された。
- 新型インフルエンザ発生時にも、市立伊丹病院の職員の保育は続けられ、病院機能を低下させることなく職員が働くことができた。
- 災害時要援護者の地図への記入、地域の自主防災会の立ち上げが進行中であり、215の自治会中、96%が自主防災会を設置（災害時要援護者避難支援制度は平成19年より発足）。
- 市バスの運転手として、女性を1名採用。151名の運転手のうち、女性は5名（3.3%）となった。

## 1. 男女共同参画

ケーブルテレビやFM伊丹など、多様なメディアによる広報ができた。オンブードサポーターズは、伊丹市の男女共同参画に関係する人々へのインタビューを小冊子にまとめた。

平成21年4月1日現在の審議会・委員会の女性比率は30.7%であり、目標達成に向けてさらなる努力が必要である。少年愛護センターでは、委員推薦を依頼する文章に、『基本課題 17 市の率先した取り組みの推進』のコピーを添付している。

女性に関する相談は昨年度同様に、相談枠がほぼ満杯状態である。DV被害者への支援のための庁内および関係機関ネットワークは整備されつつあり、医療機関からの通報が8件あった。平成21年6月には「伊丹市配偶者等からの暴力対策基本計画」が策定された。住宅課はDV被害者への市営住宅提供の実施に前向きであり、母子ホームへの入居可能性も検討いただきたい。

### 1-1 啓発・ネットワーク

#### 【男女共同参画の啓発・ネットワーク】

男女共同参画課が担当する項目は86項目あるが、そのうち半数以上が啓発・ネットワークに関する事項である。啓発事業はあらゆることに関連し、範囲を決めることは難しい。具体的な講座については別記し、ここでは市民に対してメッセージを出す、広報するなど、不特定多数に向けた方策について取り上げる。

啓発のための方法（媒体）はさまざまあり、世代や性別、個人の属性により、効果的なものが各々異なり、したがって、最も効果的な啓発方法を特定することも難しい。そうではあっても、TVの効果は大きいと思われる。本年度もケーブルテレビにオンブードが出演した。新オンブードが就任した際のインタビュー放映は一昨年度より続いており、市民の反応も良いようで、今後も続けていただきたい。このインタビューはその後、男女共同参画課のHPに再掲され、DVDにも収録された。DVDは著作権の問題があり、自由に配布することはできないが、男女共同参画に関わるイベントが開催される際には、ロビーで流すなど効果的な使用が可能である。オンブード制度ができて12年が経過したが、いまだに市民の周知度は高いとは言えず、DVD等の視聴覚媒体を積極的に利用していただきたい。また、男女共同参画課職員もFM伊丹に出演するなど、今年度は多様なメディアを利用した広報ができた。

紙媒体による啓発は「com-com」と「ハート・メール」（女性・児童センターにより年6回発行、1回につき1,500部）で行われている。「com-com」は年2回（1回につき2,000部）しか発行されなかったが、公募市民により、諸外国の男女共同参画につ

いての調査や市民による座談会が企画、掲載され、力が入った内容であった。平成 20 年度には「c o m - c o m」の編集委員として 2 名の男性が加わった。市民が男女共同参画に関心をもち、企画する手法は手作り感があり、男女共同参画を市民自身が進めるものとして評価したい。

男女共同参画に関わる書籍は女性・児童センター内の女性交流サロンの図書コーナーに配置されている。平成 20 年度も国際ソロプチミスト伊丹から 5 万円の寄付があり、女性・児童センターの経費と合わせて図書 110 冊、雑誌 34 冊が購入された。これらは同センター HP で紹介されているが、利用率が上がるようさらに検討いただきたい。一般に、所蔵が多くなると利用率も上がるため、図書館との連携も含めて、蔵書の増加を図る必要があると思われる。実際には、女性・児童センターの担当者が休日に古本を探して、より廉価で購入するなど相当苦労している。



図書を利用した女性交流サロンの企画展

オンブードサポーターズは平成 20 年度もネットを利用して市民啓発につながる活動を行った。ブログへの投稿や HP へのアクセスも多い。また、ブログに掲載した伊丹市の男女共同参画に関係する人々へのインタビューは小冊子にまとめられ、好評である。面倒な仕事であるにも関わらず、労苦いただいたことに感謝したい。

チラシなどの紙媒体による「お知らせ」とネットを利用したつながりの拡大の両者は、男女共同参画の啓発にとって不可欠と言っても良い。これらは大きな経費を必要とせず、市民によるボランティアも含めて行われており、小さな市である伊丹市の特徴を活かした方策であるとも言える。

市民啓発のもう一つの方法はイベントを行うことであるが、平成 20 年度の「いたみミモザの日」には約 400 名が参加した。同イベントは実行委員会方式として実施され、伊丹市広報の一面での宣伝もあって、多くの参加者を得ることが出来た。「男女共同参画推進市民フォーラム」には 67 名が参加し、例年のように「オンブード報告書」の内容紹介を行ったが、平成 21 年度には多くの市民が、より理解しやすくするための工夫を行った(次項参照)。

＜男女共同参画課＞

### 【オンブード報告】

「伊丹市男女共同参画施策市民オンブード報告」は伊丹市が策定した男女共同参画計画に基づいて施策が着実に実行されているかを、市民目線によって調査および検討した結果の報告であり、したがって、伊丹市職員に向けて報告することを第一義としている。しかし、市民のための施策を市民が検討した結果の報告でもあり、市民が関心をもって、理解するように報告する必要もある。

従来のオンブード報告については、例えば「男女共同参画推進市民フォーラム」に招い

た講師の方からは高い評価をいただいたが、肝心の市民（フォーラム参加者）からは、難しく、理解しにくいという声も出ていた。

どんなに良い施策であっても、その意味や意義を市民が理解していないならば問題であろう。そこで、平成21年度の「市民フォーラム」では上記した市民の声に答えるべく、「クイズ方式」を取り入れて報告した。このような報告の仕方は概ね好評であったが、少数ではあるが、じっくりと市の行政について知りたいという声もあった。平成21年度には、この声にも応えることができるよう「市民フォーラム」とは別に、オンブード報告をしっかりと聞くための会を別に開催する予定である。

## 市民オンブード がつい報告会



2009年12月12日(土)午後3:30～5:30  
会場:スワンホール 1階 第3会議室(伊丹市見附2丁目1) 先着20名



平成21年6月の男女共同参画推進  
市民フォーラム(スワンホール)

上記した工夫（報告の仕方の変更）はオンブードサポーターズの情報収集があったためになし得た。オンブードサポーターズは女性・児童センターの登録団体であり、また、先述したブログを運営するなど、オンブードより一層、「市民の生の声」を聞きやすい立場にいる。「オンブードの報告は難しく、興味がもてない」という声は、オンブードには直接入り難いため、そのような意見がある

ことさえわからなかったが、オンブードサポーターズが「平場」での話をキャッチしたという経緯があった。

以上のような経緯もふまえて、平成21年8月にはオンブードの自己評価も行った。調査は課長級職員を対象に行い、オンブードについての認知度や「オンブード報告書」の役立ち感などを訊ねた。その結果、オンブードについては多くの人が「よく知っている」「少し知っている」と回答したが、「名前だけ知っている」人も2割程度いた。また、ほとんどの人は「オンブードヒアリングは知識・知見を得る場になっている」と答えている。さらに「ヒアリングが担当部署の仕事に影響した」という人も多かった(巻末の調査結果を参照)。同調査から、行政職員にとっては「オンブード報告書」はかなりの程度、役に立っていると言えるが、市民にとってはいかがなものか、今後、検討する必要がある。

＜男女共同参画課＞

### 1-2 審議会への女性登用

#### 【審議会】

市男女共同参画計画においては平成27年度までに審議会等への女性の登用比率を40%

以上にすることが目標である。これに対し、平成 21 年 4 月 1 日現在の審議会・委員会における女性比率は 30.7%である。「審議会の登用に関する調査」のデータを分析した詳細を巻末【資料 4】に示す。

学識経験者や団体役員・市職員・教職員などのあて職が多いため、単年度ごとの成果を出すことは難しいかもしれないが、10 年後を見ての行動は順調なのであるだろうか？「できない」「しかたがない」で終わらずに、女性の人材発掘や、女性の人材育成、団体の意識改革など 10 年かけてすることは色々考えられる。

計画にある人材データベースの作成・有効活用も待たれる。

「審議会等への市民公募委員登用状況報告書」で、各担当課は女性委員の人数が基準以下（40%未満）のときは今後改善を検討している事項を書いて市民部長に提出することになっている。このようにチェックする体制ができていることは評価したい。ただし内容を見ると、何年も連続で同じ対策を書いているだけのものもある。対策を書いて提出したことで仕事が終わった気持ちになっていないだろうか。また、「あて職なので改善は難しい」「団体の推薦により性別にかかわらず選出している」「改善は検討しない」などの回答もある。対策が空欄のものも多数ある。報告書を提出させるだけで終わらずに、書かれた内容のチェックや、書かれた対策が次年度達成できているかの確認も行してほしい。有効な対策があれば紹介するなどの助言も必要であろう。

登用率 40%の達成を導く責任を持つ担当部門のリーダーシップを期待したい。

#### ■女性委員を増やす工夫の参考例

関連団体に委員推薦を依頼する文章に、「なお、本市では別紙のとおり各審議会等への女性登用を推進しているところでございますので、主旨をご理解のうえ、推薦にあたりましては特段のご配慮をくださいますようお願いいたします」と入れ、2、3 枚目に当計画の『基本課題 17 市の率先した取り組みの推進』（施策 17-1～17-16）のコピーを添付している課があった（少年愛護センター）。これくらいはつきりと書くことは、市の考えを的確に伝えることができるので有効だと考える。

#### ■あて職対策、など

団体の長だけでなく、団体役員であれば就任可能や団体のメンバーなら OK など対象をひろげている担当課もある。これも効果があると思われる。

女性委員の割合を 40%以上にするのは 10 年計画なのだから、市民や団体メンバーの人材の育成、学識経験者との広いパイプ作りなど 10 年先を見据えた行動も大切だと考える。

＜人事課、男女共同参画課、まちづくり課、審議会を持つすべての課＞

伊丹市立少年愛護センター  
所長 山本 伸一

伊丹市立少年愛護センター運営協議会委員の推薦について

向署の候、貴職におかれましてはますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素から本市の教育行政、とりわけ青少年の健全育成につきまして、深いご理解と格別のご支援ご協力をいただき心より厚くお礼申し上げます。

さて、平成21年6月30日をもちまして、貴団体から推薦いただきました 普喜正弘 様の任期が満了となります。つきましては、引き続き貴団体から下記のとおり委員をご推薦くださいますようお願い申し上げます。

なお、本市では別紙のとおり各種審議会等への女性登用を推進しているところでございますので、趣旨をご理解のうえ、推薦にあたりましては特段のご配慮をくださいますようお願いいたします。

記

## 少年愛護センターの推薦依頼文

## 基本目標Ⅵ 計画の総合的な推進

## 【基本課題17】 市の率先した取り組みの推進

男女共同参画の推進のためには市の率先した取り組みが求められます。審議会等の委員への女性の登用の促進、女性職員・教員の管理職への登用促進及び職域の拡大を進め、政策・方針決定過程への女性の参画を進めます。

次世代育成支援対策推進法に基づき策定された市職員子育て応援プログラムを着実に推進し、仕事と子育ての両立支援への率先した取り組みを行います。

職員はもちろん、指定管理者や委託先の職員なども含め、行政に関係するすべての職員、ボランティアなどが男女共同参画の視点に立って市民に接するよう研修を充実させます。

| 推進の方向                    | 番号   | 具体的施策                                                                               | 担当                    | 備考   |
|--------------------------|------|-------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|------|
| ① 行政委員会・審議会等の委員への女性の登用促進 | 17-1 | 「審議会等への女性の登用の推進に関する基準」を見直し、審議会等の委員は、男女いずれもが委員総数の40%以上となるよう努めるとともに、女性委員のいない審議会等を解消する | 人事課<br>男女共同参画課<br>関係課 | 新規項目 |
|                          | 17-2 | 審議会等委員の市民公募枠については、人数の拡大と、男女の構成比を考慮した上で積極的改善措置を働きかける                                 | まちづくり課                |      |
|                          | 17-3 | 審議会等の委員として推薦できるような女性人材リストを作成し活用するなど、人材の発掘に努める                                       | 人事課<br>男女共同参画課        |      |
|                          | 17-4 | 審議会等の開催時には一時保育や介護サービスを行うよう努める                                                       | 男女共同参画課<br>関係課        |      |

## 少年愛護センターの推薦依頼文の添付資料

## 1-3 講座・研修

### 【講座】

男女共同参画に関する講座は、実際には女性・児童センターが企画、実施している。同センターは指定管理者により運営されているため、オンブード調査は大変難しい。昨年度もオンブードサポーターズに実状調査を依頼したが、平成 20 年度についても同様である。働く女性の家と女性交流サロンの講座には 1,881 名が参加し、一時保育は 288 名が利用した。

女性・児童センターの講座として、特記すべきは「男の介護講座」である。5 月に 1 回開催され、16 名が参加したに過ぎないが、この講座が基になって、その後に社会福祉協議会などが講座を開催し、自主グループも生まれた。上手に「きっかけ」をつくったことを喜ぶたい。また、「赤ちゃんと一緒に英語絵本を楽しむ講座」が実施され、のべ 66 名が参加した。



女性交流サロンの講座より（平成20年度）

男女共同参画課の主催講座は「男女共同参画出前学習会」として実施されており、平成 20 年度には子育てグループが企画した「パパの特製料理をママとベビーにご馳走しよう」という男性対象の講座が実施され、34 名が参加した。料理は生きるためのスキルであり、男女共同参画を進めるための一つの手段である。そのため、すべての男女が料理のスキルを身に付けることが望まれる。平成 21 年 11 月 23 日には「市長といっしょにクッキング」というイベントが、「スマイル阪神」のオープン一周年記念イベントとして実施されたことは特筆に値する。当日には市長だけでなく、市議会議員もエプロン姿で男性市民と共に秋野菜カレーをつくり、好評であった。男女共同参画を楽しく進めるイベントであり、参加者からは「春夏秋冬各 1 回の開催」を望む声があった。参加者、関係者の方々に御礼申し上げたい。



平成21年11月23日 市長といっしょにクッキングにて

女性のチャレンジ支援のための講座は「いたみ女性チャレンジひろば」として展開された。グループ作りのためのスキルアップ、簿記、パソコン、再就職支援等が内容である。内容的には好評であったが、参加者が定員に満たない講座もあった。また、チャレンジ相談（キャリアカウンセラーによる相談）については、6ヶ月後に追跡調査した結果、上半期では2名が就職し、1名が内職を始めた。他に、ハローワークに出かける、他の講座を積極的に受講するなど、就職はしていなくても反響はあったという。なお、チャレンジ関係講座にはのべ914名が参加し、チャレンジ相談は年48回実施され、「いたみ女性チャレンジひろば」全体の利用者は1,031名であった。＜男女共同参画課＞

### 【研修】

市職員、指定管理団体職員、団体役員、ボランティア団体役員など、男女共同参画の研修対象者は多くいる。講師を招いて自主企画の研修をしている部門、啓発ビデオを用いて研修しているところ、講座を利用しているところなど、多くのところではさまざまな工夫をしている。しかし、残念ながら研修の必要性が分からず、またはどうしたらよいかわからず手をこまねいているところも何か所も見受けられた。

#### 1) 「どのようなテーマの研修が必要かわからない」

男女共同参画というと、「女性差別」「セクハラ」くらいしか思い浮かばず、研修を企画できていないところがある。「男女共同参画は思いやりの心。今の若い人は学校で思いやりを学んでいるし、職場でも思いやりが大切と言っているので、うちの職場では男女共同参画の教育は完璧です」と、発言した管理職の方もおられた。例えばだが、その職場に偶然来た市民がデートDV被害者だったとして、職員はその人が被害者だと見抜けるのだろうか、その人に適切に対応できるのだろうか。

どのようなテーマがあるか、どのような団体にはどのテーマがおすすめかなど、男女共同参画に関する研修テーマのリストを作成し、研修を企画する課や団体に定期的に提示してはどうだろうか。

＜男女共同参画課＞

#### 2) 「講師の探し方、開催されている講座の情報などが分からない」

「講師はどうやって探せばいいのでしょうか」という言葉を何度も聞いた。講師リストや、講師を探したり研修を組む時に相談するための窓口のリストを、上記テーマのリストとともに作成し、利用してもらってはどうか。

＜男女共同参画課＞

#### 3) 「研修があることを紹介した」で終わらずに

団体などに「研修があることを紹介した」で啓発終了ではなく、どのようにすれば受講率が上がるかの工夫をし、実際に受けたことを確認して始めて啓発をしたと考えてほしい。

＜団体を管轄するすべての課＞



## 1-4 相談

男女共同参画課の事業の中で、女性に関する相談は「女性のための法律相談」「フェミニストカウンセリング」「一般相談」がある。「女性のための法律相談」は毎月第4木曜日に開催しているが、一回の相談枠は6コマで、年間72コマの相談枠に対し、平成20年度には56件（キャンセル待ち9件）の相談があり、ほぼ満杯状態である。相談内容は離婚が圧倒的に多く、原因は浮気、身体的暴力、借金が各々、全体の2割内外ある。「フェミニストカウンセリング」は月4日開催され、年間264コマの相談枠に対し、利用件数は237件（予約は316件）であった。相談内容は圧倒的に「パートナー・家族トラブル」であり（全体の78%）、「症状」（33%）、「対人関係・対人トラブル」（20%）が続いている（重複集計）。

「一般相談」は週1回実施され、年間相談枠192コマに対し、106件の相談があった。相談内容は「パートナー・家族トラブル」「症状」が多く、「フェミニストカウンセリング」と似た傾向にある。「パートナー・家族トラブル」のうち2割程度はDV相談であり、相談内容、相談件数など、相談に関わる事情は昨年度と類似している。

以上とは別にDV相談員が受けた相談があり、平成20年度には75ケース、のべ相談件数284件であった。うち、DVは54ケースのべ237件あり、ほとんどはDV相談であると言ってよい（DVについては後述）。昨年度も相談を充実させてほしい旨を述べたが、今年度にも同様なお願いをしたい。＜男女共同参画課＞

## 1-5 DV

平成19年度より、伊丹市にDV相談員が配置され、相談件数も増加した。すでに記したように、平成20年度には54ケースのべ237件の相談があった。内、一時保護のため移送したケースは2件であり、移送人数は5名であった。相談は来所が116件、電話が136件、その他が32件であり、その多くは本人からの連絡による。

平成20年度には、「伊丹市配偶者等からの暴力対策基本計画」の策定に向けた検討委員会が開催され、それに合わせた事業として開催されたDV防止セミナーでは、内閣府からの派遣アドバイザーの支援を受けた。セミナーには関係機関の職員、教員、民生児童委員、医療関係者など42名が参加した。また、「伊丹市DV被害者支援事業ネットワーク」に伊丹病院事務局医事課が加わり、病院でのDV被害者発見や対応がより連携が図られるよう位置づけられた。平成20年度には医療機関からのDV通報が8件あり、ネットワークが拡充されたことは心強い。

平成21年6月には「伊丹市配偶者等からの暴力対策基本計画」が策定され、さらに他の課や機関がネットワークに加わる予定であり、今後の拡充も望みたい。かつては、DV被害者が役所の複数の窓口に出向かなければならない事態もあったようだが、「ワンストップ

サービス」が出来る体制も整えられつつあり、一層の検討が望まれる。なお、男女共同参画課では「ひとりで悩んでいませんか？」と題したリーフレットやカードを手作りで作成し、配布している。涙ぐましい努力と言わねばならない。

DV被害者への支援として、住む場所の提供・確保は大変に重要である。伊丹市では、DV被害者が自立して生活できるようにするために、市営住宅の母子・父子世帯枠を利用して、入居を受け付ける体制を取ってきた。平成20年(19年度)には、DV被害者の市営住宅への入居について1件の相談があったが、結果的には実施されなかった。平成21年度からは「伊丹市DV被害者支援事業ネットワーク」に住宅課も加入し、「ワンストップサービス」の実現にさらに一歩、近づいた。

住宅課では、DV被害者の入居希望に応じられる体制づくりに意欲をもっている。しかし、常に市営住宅に「空き家」があるわけではないので、子育て支援課が窓口となる母子ホームをDV被害者に提供することも検討していただきたい。DVへの取り組みは、国連の女性差別撤廃委員会や日本政府も重視しており、伊丹市も是非頑張っていただきたい。

DV問題ではないが、男女共同参画推進に関わることで、母子、父子世帯に向けた住宅支援についても、ここでふれておきたい。

伊丹市では早い時期から、市営住宅の入居について母子、父子世帯枠を設定しており、荻野北団地には20戸の母子世帯向け住宅を設置している。母子、父子世帯枠の他に障害者、高齢者、若年者枠もあり、これらをすべてならすと平均5倍程度の競争率となっている。この他にも、ホームレスの人や派遣切りに遭い仕事と住居を失った人への住宅提供などさまざまな要望があり、住宅課では何を優先させるべきか、悩ましいことが多いという。さらに、高額所得者が入居し続ける、母子優先枠で入居した人が、子どもが独立・成人した後でも母子世帯用住宅に住み続ける、子育て世帯用の住宅での定住化が進んでいるという問題もある。これらの問題に対処するため、転居してもらうための働きかけも必要になっている。

母子、父子世帯にとっては「市営住宅は命綱」という場合も多いであろうが、他方では矛盾や不合理が生じており、住宅支援の現場では苦勞が大きいと思われる。そのような中でも、住宅課はDV被害者への住宅提供の実施に前向きであり、拍手を送りたい。「住み替え」制度の効果的利用や「定期借家」の制度を新たに設定するなど、今後に向けた検討をお願いしたい。＜男女共同参画課＞＜住宅課＞

## 2. 子育て

「子育て=女性」のイメージを変えて父親の育児参加を促すことに力を入れている。むっくむっくなどの子育て支援拠点では、土日も開けているところもあり、イベントを土日に行ったり、内容や雰囲気作りに工夫を凝らしたりしている。市立伊丹病院でもパパクラスやパママクラスが引き続き開催されており、立会分娩の増加という目に見えた成果も出てきた。

こども企画課では、次世代育成支援行動計画を立てるにあたり、年令別人口推移シミュレーションや次世代育成支援のためのアンケート結果を用い、データと理論に基づいた作業を行っている。アンケートはサンプル数が多く、設問は練られ、結果の解析もしっかりなされている。

### 2-1 子育て支援

#### 【次世代育成支援行動計画・愛あいプラン】

この計画は、平成 15 年に国が作った「次世代育成支援対策推進法」に基づいて策定された計画である。市民アンケート、ヒアリング調査、タウンミーティングなどを通じて、市民の声を取り入れ、2 年にわたる福祉対策審議会を経て平成 17 年 3 月に作られた。特定事業については数値目標も入っており、かつ平成 18 年より年 2 回伊丹市次世代育成支援推進協議会で計画の進捗をチェックしていることは評価できる。

現在、後半 5 年間のための行動計画を策定中で、後期計画は 22 年 4 月より実行される。後期計画の内容を検討する「伊丹市次世代育成支援推進協議会」は傍聴可能で、会議録は市の HP にも掲載されている。

次世代育成支援推進協議会のサイト [http://www.city.itami.lg.jp/home/KODOMO/KODOMOK/\\_10531.html](http://www.city.itami.lg.jp/home/KODOMO/KODOMOK/_10531.html) >

協議会議事録によれば、その会議では次世代育成支援に関するアンケート各種や人口推移のシミュレーションデータなどを有効に用いている。アンケートの設問は非常によく考えて作られているようであり、議論の内容も非常に具体的かつ前向きである。改定の 2 本柱は、

- ①発達支援システムの構築・・・早期療育事業の充実。早期発見早期療育に向けて etc.
- ②ワークライフバランス・・・保育環境の充実（国の指針）、育休の充実、etc.

である。内容の詳細は「発達支援関連」「地域、市民協働・ワーク・ライフ・バランス」の 2 つの部会で検討されている。ワークライフバランスは特に男女共同参画と密接な部分であるので、誰が計画を読んでも明らかなように「男女共同参画」という具体的な言葉を入れたり、その視点が充分入った内容になることを期待する。

平成 21 年末～平成 22 年始にパブリックコメント募集予定とのことであるが、募集前にどのようなデータや考えをもとに計画が作られているかという説明会が市民向けにあれば、計画に対する市民の理解も進み、より有意義なコメントが得られるのではないだろうか。  
 <こども企画課>

### 【認定こども園】

伊丹市内で唯一、私立西伊丹幼稚園が認定こども園の認定を受けた。就労形態の多様化など、保育サービスに対する期待の幅が広がるなか、認定こども園制度は有効な対策の一つと考えている。<こども企画課>

### 【ファミリーサポート】

伊丹市のファミリーサポートは平成 9 年に県内で最初に設置され、会員数も多く、活動も安定しているので他市からの見学もある。職員が会員との人間的な信頼関係作りに力を入れていることで、協力会員は気持ちよく協力でき、個々のサポートが円滑に進んでいるようである。

男性の育児参加意識向上にも役立っている。協力会員が子どもを預かっている様子を見て、中高生の息子や夫が育児に興味を持ったり、息子が子どもと関わる仕事をめざすようになったなどの声も会員から届いている。

会員数は 1,891 人（前年度より 121 人増）である。内訳として、子育ての応援をしてほしい依頼会員は 1,262 人（前年度より 79 人増加）、子育ての応援をしたい協力会員は 268 人（28 人増）、依頼・協力とも登録の両方会員は 361 人（14 人増）。

依頼件数は 5,644 件（平成 19 年度）→5,409 件（平成 20 年度）と数％であるが減少した。これは、「保育所・幼稚園の登園前・帰宅後の預かり・送迎」が 2,258 件→1,568 件と 690 件減少した影響が大きい。「学童保育の迎え、帰宅後の預かり」は、1,140 件→1,645 件と約 505 件増えている。保育所・幼稚園の保育時間延長の効果が大きいと推測される。

男性の協力会員は 8 人→10 人と微増した。協力会員の子どもを預かるだけに、安易に会員の数を集めることに走らず、家族に活動している会員がいるなど、内容をよく知っている人を中心に声かけを行っている。

活動は活発ではあるものの、「次世代育成支援に関するアンケート調査」によると、まだまだ対象市民の利用率は低い。これは市民の認知度が低いのが原因ではないだろうか。チラシ配布に終わらず、保健センターの乳幼児の検診や予防接種のとき、保育所の生活発表会、幼稚園の入園式など対象となる保護者が集まっているところに職員が出向いて PR するなど、工夫をしてはどうだろうか。協力会員募集の PR は市内施設の講座や P T A の集まりなどではどうだろうか。色々考えて行動してみてほしい。 <子育て支援課>

### 【地域子育て支援拠点事業】

地域子育て支援拠点として、むっこむっこをはじめとした下記の6か所がある。未就学の子どもとその保護者の方のためのフリースペースで、子育て相談員が親子遊び、子育ての相談、情報提供などに応じ、育児に追われる保護者をサポートする有効な場となっている。

| 子育て支援拠点                | 管 轄                  | 開館曜日   |
|------------------------|----------------------|--------|
| 子育て支援センター<br>むっこむっこ    | 子育て支援センター・・・（子育て支援課） | 月火木金土  |
| いたみむっこむっこ<br>（伊丹幼稚園内）  | 子育て支援センター・・・（子育て支援課） | 月～金    |
| すずはらむっこむっこ<br>（鈴原幼稚園内） | 子育て支援センター・・・（子育て支援課） | 月水木金   |
| きららホール ゆうぎしつ           | きららホール・・・（社会教育課）     | 月火木金土日 |
| こども文化科学館<br>むっこむっこ     | こども文化科学館             | 月水木土   |
| ひだまりひろば                | 人権啓発センター「ふらっと」       | 月～土    |

父親が参加しやすいように土日に開けている拠点もある。最初は妻と子どもとで来て様子見をし、そのうち父子で遊びに来るケースが多いようである。職員も意識して声かけをするなど工夫をしている。傾向としてある程度の広さが無いと、女性たちに圧倒されて父親は入りにくいようである。逆に、他にも男性がいると、次から父子だけでも来やすいように見受ける。

父親参加を意識して、土日にもイベントを開催している。内容も父親が参加しやすく、力を発揮しやすいものを考えている。平成21年度は父親クッキングの企画もあると聞く。拠点によっては職員が自主的に男性の参加人数をこまめにメモして、どうしたら父親の参加が増えるかを考えているところもあり、職員・職場の意識の高さを感じる。

6か所の職員は、1学期に1度(年3回)「地域子育て支援拠点連絡会」をひらき、情報交換をしている。中学校校区にひとつの設置が目標とのことなので、あと2か所増えると思われる。これは、乳幼児を連れて移動する保護者にとって、非常に望まれることである。

市民の声を聞いていて気になったことは、「拠点を設置した、職員を配置した」で終わっている拠点が無いかどうかである。現場の職員にやる気や能力はあっても、一定以上の質を保つためには管轄課（及び館やセンター）による支援・指導・教育が必要である。もし、現場職員が「はしごを外された」状態になってしまうとその拠点は機能を失っていく。拠

点をバックアップするのが施設なのか管轄課なのか、適切にバックアップできているかを確認するのは管轄課なのか子育て支援課なのか、担当を明確にし、質を保つように(できれば常に前向きによりよい拠点に進化するように)行動し続けてほしい。

<子育て支援課><社会教育課><こども文化科学館><人権啓発センター>

### 【子育てバックアップ事業】

地域ぐるみの子育て支援環境づくりの一環として平成 20 年度に創設。

協同保育や地域交流、世代間交流事業を実施する団体に対し、経費の一部を補助した。

平成 20 年度は 4 団体、5 事業（補助金の交付対象児童数 延べ 1,745 人）。

<子育て支援課>

### 【児童虐待防止】

「こんにちは赤ちゃん事業（平成 19 年 6 月スタート）」で、生後 4 ヶ月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境の把握を行った。支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供につなげ、子ども虐待の未然防止を図ることを目的として、伊丹市社会福祉協議会へ委託を行い、民生委員児童委員連合会の協力を得て、平成 20 年度は対象児童数 2,032 人のうち 1,933 人について訪問を行った。

<子育て支援課>

### 【講演・研修など】

職員研修の一例として、子育て支援課の研修をあげる。

| 日 時         | 研 修 名               | 参 加 者         |
|-------------|---------------------|---------------|
| 4 月 25 日    | 家庭相談員連絡協議会研修会       | 児童相談員 3 名     |
| 5 月 12・13 日 | こども家庭センター新任職員研修     | 家庭相談員・児童相談員   |
| 8 月 21 日    | デート DV 予防合同研修会      | 家庭相談員         |
| 11 月 7 日    | 相談員研修               | 家庭相談員・母子自立相談員 |
| 11 月 13 日   | 多胎児をめぐる家庭支援セミナー     | 家庭相談員         |
| 11 月 17 日   | 障害児相談支援体制強化研修       | 家庭相談員         |
| 11 月 25 日   | 発達障害児（者）支援市町職員研修会   | 職員            |
| 12 月 12 日   | DV 被害者対応技術向上研修      | 母子自立相談員       |
| 2 月 5 日     | DV 及び児童虐待対策担当者研修    | ケースワーカー       |
| 2 月 5 日     | DV 被害者支援担当機関担当者向け研修 | 母子自立相談員       |

近年、児童虐待と DV が大きな問題となっていることを受けたテーマの選定だと思われる。

一般保護者にとって、「DV」「児童虐待」をテーマにした講習会は抵抗感があり、参加率は低い。地域子育て支援拠点の職員なども「DV」「児童虐待」をテーマに関する研修を受け、その視点を有するとともに、保護者との会話の中に自然に織り交ぜて情報を広めて

いく工夫などとはできないであろうか。また、普通の育児講演会の中に「DV」「児童虐待」の話題も混ぜることはできないだろうか。担当課の枠にとらわれずに、共同で検討していくことを期待する。＜子育て支援課＞＜男女共同参画課＞

### 【職員待遇について】

専門的な知識や経験を必要とする相談員を抱えている。たいてい1人か2人で市内の重要な相談に対応しているにもかかわらず、正規職員でないということで非常に安価な報酬でありかつ不安定な身分である。専門家は専門家として遇するべきである。市の採用試験に通ることは一つの資格とは思いますが、それとともに専門家であることは重要な評価項目であると考えます。定年に至っていない年齢にもかかわらず、その収入で生計を立てることすらできない安価な報酬（能力に対する極端に低い評価）となる給与体系であるのはなぜであろうか。＜人材育成室＞

## 2-2 保育所

### 【待機児童】

ここ10年で定員を500人近く増やし、現在約2,000人の入所児童がいる。待機児童は4月1日現在で3年連続0人と、近隣他市にない数字を出している。保育行政の努力のたまものであると考える。

では、必要があればいつでも保育所に入れるかというところではなく、要保育の待機児童は年度後半に急増し、市が指定している要保育（「保育に欠ける」条件に該当）の子どもだけで3月には227人と膨れ上がっている。暫定（「保育に欠ける」要件には該当していない）も含めると3月には462人になる。暫定の8～9割は求職中であるが、内定者も10人以上いる。求職中は保育所に入れない、内定しても入れないことがあるという実態がある。

保育所年令別入所状況H20年度(平均)

|     | 人数(人) | 割合   | 割合   |
|-----|-------|------|------|
| 0歳児 | 152   | 7%   | 43%  |
| 1歳児 | 359   | 17%  |      |
| 2歳児 | 384   | 18%  |      |
| 3歳児 | 401   | 19%  | 57%  |
| 4歳児 | 415   | 20%  |      |
| 5歳児 | 376   | 18%  |      |
| 合計  | 2087  | 100% | 100% |

保育所の状況(各年10月1日現在)

| 年次   | 保育所数 |    |    | 乳幼児数 |      |      |
|------|------|----|----|------|------|------|
|      | 総数   | 私立 | 公立 | 総数   | 公立   | 私立   |
| H16年 | 16   | 8  | 8  | 2061 | 1030 | 1031 |
| H17年 | 17   | 8  | 9  | 2086 | 1014 | 1072 |
| H18年 | 17   | 8  | 9  | 2078 | 1015 | 1063 |
| H19年 | 18   | 8  | 10 | 2106 | 1023 | 1083 |
| H20年 | 18   | 8  | 10 | 2112 | 1027 | 1085 |

H20年4月1日現在の待機児童数

|     |     |
|-----|-----|
| 伊丹市 | 0   |
| 川西市 | 3   |
| 尼崎市 | 9   |
| 宝塚市 | 58  |
| 西宮市 | 134 |
| 神戸市 | 487 |

(単位:人)

保育所待機児童数 H20年度

|     | 暫定  | 要保育 | 総計  |
|-----|-----|-----|-----|
| 4月  | 180 | 0   | 180 |
| 7月  | 204 | 27  | 231 |
| 10月 | 241 | 95  | 336 |
| 12月 | 258 | 159 | 417 |
| 3月  | 235 | 227 | 462 |

(単位:人)

暫定…単親、内定、求職  
要保育…単親、育休、就労など

市の調査（次世代育成支援に関するアンケート）によると、「保育所に入りたいが空きが無いので入れない（仕事をしたいけれど保育サービスに空きが無い）」という就学前児童が200人以上いる（調査期間 平成21年1月30日～2月16日）

また、今後就労人口の確保の面からみての母親の就労増加、また男女共同参画の面からも、児童は減るが保育サービスへのニーズは増大していくと判断している。このため、保育所を増やす方向で動いている。

希望する子どもがすべて保育サービスを受けられることは大切であるが、さまざまな規制緩和のしわ寄せが子どもにかかっていることは気がかりである。ここ十数年で定員が2倍近くに増えた保育所がある。もちろんその保育所の敷地面積は変わっていない。子どものストレスが明らかに増えたと現場の声が上がっている。また、「約50人と小規模の認可保育所ができたが、乳児（0歳～2歳児）と幼児（3歳～5歳児）の仕切られた二部屋で保育する環境である。これでいいのか」と次世代育成支援推進協議会の会議の中で疑問の声も上がっている。

定員増加と子どもの生活環境の質を守ること、両立は難しいかもしれないがどちらも軽視し難い重要なことである。引き続きがんばっていただきたい。

もちろん、保育サービスは保育所に限らない。すでにその方向でなされているが、認定こども園やファミリーサポートなど複数の事業の発展により保育サービスの充実はなされていくものと考えている。

<こども企画課><保育課>

### 【新・保育の道しるべ】

「人権感覚を育てる、相手の人権を認める」という視点をより多く取り入れて改定を行っている。単に「人権」という大枠の言葉だけでなく、「男女共同参画の視点で・・・」と具体的な言葉も入れていくとのこと。期待したい。<保育課>

### 【企業内保育所】

市内の企業等においても、企業内保育所が設置される流れも起こっている。

平成21年4月開設・・・住友電工（設置主体はポピンズコーポレーション）

自衛隊も計画中。

<保育課>

### 【男性保育士】

認可保育所では公立私立を含めて保育士は約300人いるが男性保育士は公立4人、私立1人しかいない。乳幼児が一日の大半を生活する場として、女性・男性の両方の保育士がいることが子どもにとって好ましい。現場職員からも男性保育士の採用を望む強い声があり、人事にも依頼しているものの、採用にはあまり結びついていないのが現状である。



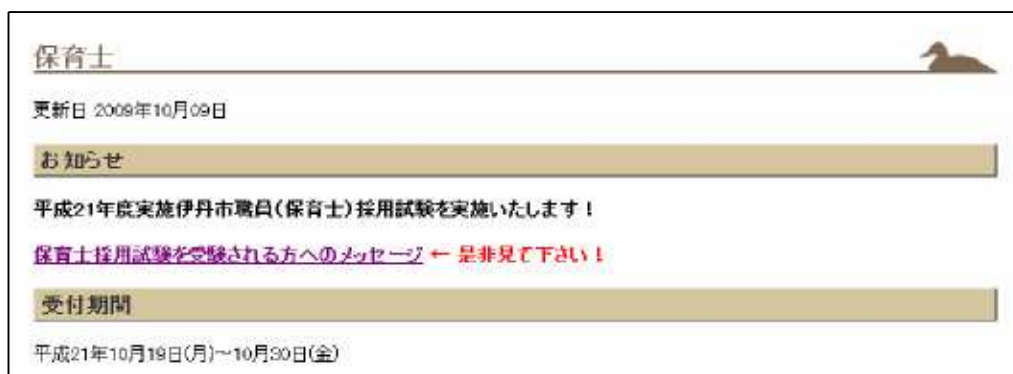
男性採用に積極的と感じさせるメッセージをだすことで、必然的に有能な男性も集まってくるのではないだろうか。男女共同参画の視点を持っている職場であるというメッセージは、男女にかかわらず学生へのプラスイメージの発信にもなる。

特記すべきことであるが、ヒアリング後、今すぐできることとしてホームページの職員採用欄に男性保育士を前面に出した記事を掲載した。時期が締め切り間近であったため今年度応募に直結したかどうかは不明であるが、来年、再来年受験を考える学生たちはすでに情報収集を始めており、良いメッセージ発信になったのではないだろうか。

ヒアリングが募集時期であったことを考えると、非常に速く具体的な行動をされたと大きく評価したい。

伊丹市ホームページの保育士採用案内ページより

[http://www.city.itami.lg.jp/home/SOMU/ZINZAI/\\_8373/\\_8376/kanrishien.html](http://www.city.itami.lg.jp/home/SOMU/ZINZAI/_8373/_8376/kanrishien.html)



『保育士採用試験を受験される方へのメッセージ ← 是非見て下さい！』と太赤文字であり、

保育士採用案内ページに来た人を引き付ける努力もなされていた。

伊丹市ホームページの保育士採用案内ページ

『保育士採用試験を受験される方へのメッセージ ← 是非見て下さい！』をクリックして出る画面



～男性2人女性2人の計4人の先輩保育士さんのメッセージを掲載～

しいて言えば、保育士採用案内の画面の階層が深くてなかなか見つけにくいことは改善可能な点であろう。検索をしても非常にヒットしにくかった。PR画面を作ったことに終わらずに、多くの求人学生の目にとまるよう改善を進めてほしい。

また、最近学生はインターネットの就活サイトを多用している。職場としての伊丹市の魅力や思いを伝える手段のひとつとして、伊丹市は就活サイトを、より効果的に利用する余地がまだまだあるように思える。「男女雇用均等法の視点に基づきこの職場では男性を（女性を）積極的に採用したい」というメッセージを学生に伝える方法について、これからも工夫を凝らしていったほしい。＜保育課＞＜人事課＞

## 2-3 家庭教育

### 【家庭教育・父親参加】

子育てに関する知識や技能を得る機会や場を提供する活動の一つとして、出前講座を行っている。出前講座の内容をPTAや子育てサークルに積極的にPRし、平成19年度、受講者1,000人に対し、平成20年度は計31回で受講者は1,514人と1.5倍になった。PR時に「お父さんも来てね」との誘いかけを心がけているが、男性の参加は少ないとのこと。

出前講座のプログラムにお父さん用の物も準備して、男性に向けて積極的にPRしてはどうだろうか。＜家庭教育課＞

家庭教育課においては、以前に一度、企業に家庭教育関連のパンフレット（「子どもは社会の宝です」）を付置してもらうよう依頼したことがある。このような企業との連携については、家庭教育の分野に限らず重要であり、例えばワーク・ライフ・バランスについても、チラシ等紙媒体での啓発にとどまらず、具体的な行動は取れないのであろうか。

例えば、企業や労働組合とタイアップして、すでに行われている一斉定時退社（庁）日を絡めて啓発事業を展開することは難しいだろうか。＜男女共同参画課＞＜商工労働課＞

### 【児童くらぶ】

平成21年度に終了時間延長の検討を行う。平成20年度現在は17時までで、保護者の仕事が終わって家に帰るまでの時間を考えると、どうしても子どもが一人になる時間帯ができる。このため、延長の希望はかねてより強かった。

平成7年の「伊丹市立児童くらぶ条例」制定後、17小学校全校に学校の教室などを利用した児童くらぶが設置され、保護者の要求により土曜日や長期休暇中も運営されるようになり、待機児童対策もとられるなど、伊丹の児童くらぶは常に進化してきた。

児童数は平成20年5月1日現在で1,120人。待機児童0人である。

ちなみに、共働き世帯は未就学児の32%、就学児の46%で、専業主婦・主夫は未就学児の65%、就学児の47%である（伊丹市次世代育成支援に関するアンケートより）。子どもの就学に伴って共働き世帯になる家庭が増え、共働き世帯が専業主婦とほぼ同じ割合になることが分かる。

指導員は1クラスに2～4人。1クラブの定員は40～80人で、子どもの状況に応じて加配指導員（臨時職員）を雇う。教諭か保育士の免許が必要で40代が多い。

男性指導員は1人。嘱託職員147,300円/月、臨時職員912円/時間と、生計を維持できる金額ではないことが男性が少ない理由と考えられている。しかし、給与を増やすことが無理ならその金額でも来てくれそうな人達をターゲットに、そういう人材がいるところに直接、積極的に声かけをするなど工夫をしてはどうだろうか。一例として、教育学部系の学生・大学院生や教師OB、などだろうか。＜家庭教育課＞＜人事課＞

#### 【放課後子ども教室】

放課後子ども教室は、小学校1～6年生の子どもたちの安全・安心な居場所づくりを主な目的としている。今のところ花里小学校など4か所で週1回のみの開催である。運営は地域のボランティアが行っており、毎日行うには負担が大きすぎるためとのことである。

他県ではほぼ毎日開催している放課後子ども教室もある。問題をどう解決しているか参考にしよう。ボランティアの人数集めの方法ももちろんであるが、ボランティアの負担を減らすノウハウもあるのではないだろうか。＜家庭教育課＞

## 2-4 病院・母子健康

#### 【産婦人科・院内助産】

正常分娩に関しては、院内助産に力を入れている。体温を互いに体感できるカンガルーケア、出産後からそのまま母児同室、初乳で感染防止力アップ、父親の育児参加の意識向上などのメリットがある。

平成19年6月スタートの院内助産は順調に増えており、現在かなりの予約も入っている。

平成19年半年で7件

平成20年1年で31件・・・初産5件、経産26件

また、妊婦健診の費用助成については、平成19年度には、上限15000円/月で1回のみだったものが、平成20年度には、5回まで総額3万円（所得制限あり）になり、さらに平成21年度には14回まで総額9万8千円に拡充し、かつ所得制限をなくしたため全員が対象となった。＜市立伊丹病院＞＜健康福祉課＞

### 【育児への父親参加】

パパママクラスは、妊婦が中心でパートナーも参加可能な講座。36回開催で142組中43組が夫婦、つまり全体の30%が夫婦で参加した。平成19年度の27%からさらに増加している。

パパクラスは父親が中心の講座で、12回開催し、42組が参加した。

パパクラスは男性が参加しやすいように金曜から土曜に変更するなどの工夫がなされている。経膈分娩203件の半分以上108件が夫立会分娩と、夫の高い参加意識がみられるのは、これらの講座などの成果だと考えられる。

パパママクラスのテキストが改訂中とのこと。これを機会に「家事育児はママに責任があり、パパに手伝ってもらおう」という視点から「家事育児はママとパパの二人ですもの。パパも自覚を持って自ら動きましょう」という視点のテキストになることを望む。

＜市立伊丹病院＞



市立伊丹病院に掲示してある  
ポスターより

### 【イベント周知、参加率向上のために】

「新米パパとママの育児セミナー」は、前年度の改善点を洗いだし、次年度によりよい企画になるように工夫を凝らし、かつその成果を確認していることが非常に素晴らしい。何か仕事をすれば必ず成果を確認し、改善点を探し、次年度にフィードバックする仕事のしかたが、この職場では根付いていると推測される。これは大きく評価したい。他の多くの課もこの仕事のしかたを参考にしてほしい。

「市内の産婦人科にチラシ設置」「手帳交付時にチラシを渡し、かつ声かけを行う」「手帳交付時に案内はがきに住所を書いてもらい近づいたら出す」など、担当課の作業負担は少なく、かつ効率的に対象者に情報を伝えることができる方法を考え出し、実行している。

◇開催曜日に工夫・・・土曜の午後。第1子のみなので保育はない。

◇PRに工夫・・・（財）兵庫県健康財団と（財）母子衛生研究会の共催。

チラシや案内はがきは県健康財団が作成しており、市内の産婦人科にチラシ設置。

手帳交付時にチラシを渡し、かつ声かけを行う。

手帳交付時に案内はがきに住所を書いてもらい事業が近づいたら投函する。

◇申し込み方法に工夫・・・伊丹市のホームページから申し込み可

◇工夫の結果を確認している・・・その結果、対象者（初産）の2～3割の参加があった

◇講師に工夫している・・・男性。育休経験者。自分の体験を込めて語ってもらう。

|          |       |        |           |      |      |      |
|----------|-------|--------|-----------|------|------|------|
| 1.男女共同参画 | 2.子育て | 3.学校教育 | 4.生涯教育・学習 | 5.労働 | 6.福祉 | 7.地域 |
|----------|-------|--------|-----------|------|------|------|

「よかった」「妊婦の大変さが分かった」「自分も(男性も自ら)できることあるかなと考えた」などの参加者の感想が出ている。

平成 20 年度は 11 月 22 日にスワンホールにおいて定員 150 組で実施した(連休の関係もあってほぼ定員までの申込みに対して実際の参加者は約 100 人)。共催団体の関係から 100 人/回を下回らない条件が付いているため、開催回数を増やす事は難しいようである。

<健康福祉課>

### 3. 学校教育

管理職層の教員の女性比率が高まる兆候はない。10年ぶりに「伊丹市男女共生教育基本方針」が改訂され、「伊丹市男女共生教育ハンドブック」も作り直された。「ネットいじめ」や「薬物の乱用」などの現代的課題に対応するための教育がますます必要とされている。「トライやる・ウィーク」では、男女生徒の活動先の偏りは少なくなってきたが、男子の活動先は女子のそれより幅広い。

#### 3-1 教職員

##### 【女性教諭の比率と登用】

教職員の男女別の構成割合については例年取り上げており、繰り返し同じ様なことから述べてきた。本年度も変わらず、といったところであるが、そうではあっても取り上げないわけにはいかない。

まず、直近過去5年間の管理職の女性割合を表1に示す。

表1-1 校園長

| 校種     | 校数 | H17年度 |    | H18年度 |    | H19年度 |    | H20年度 |    | H21年度 |    |
|--------|----|-------|----|-------|----|-------|----|-------|----|-------|----|
|        |    | 人数    | %  | 人数    | %  | 人数    | %  | 人数    | %  | 人数    | %  |
| 小学校    | 17 | 3     | 18 | 4     | 24 | 4     | 24 | 4     | 24 | 4     | 24 |
| 中学校    | 8  | 2     | 25 | 2     | 25 | 1     | 13 | 1     | 13 | 2     | 25 |
| 特別支援学校 | 1  | 0     | 0  | 0     | 0  | 0     | 0  | 0     | 0  | 0     | 0  |
| 高等学校   | 2  | 0     | 0  | 0     | 0  | 0     | 0  | 0     | 0  | 0     | 0  |
| 幼稚園    | 17 | 13    | 76 | 14    | 82 | 14    | 82 | 14    | 82 | 14    | 82 |
| 全体     | 45 | 18    | 40 | 20    | 44 | 19    | 42 | 19    | 42 | 20    | 44 |

表1-1に示したように、ここ5年間、女性割合の変化はほとんどない。これを過去10年間についてみても同様である。昨年度も述べたが、学校教育については伊丹市だけではなく、県の人事（方針）が大きく影響するため、市独自で何らかの方策をとることには限界がある。しかし、だからこそ、学校がどのような状況にあるのか、市民が関心をもつような啓発や事業等が必要と考える。次頁に、表1-2に教頭の女性割合を示す。

表 1－2 教頭の女性割合

| 校種     | 校数 | H17年度 |     | H18年度 |     | H19年度 |     | H20年度 |     | H21年度 |     |
|--------|----|-------|-----|-------|-----|-------|-----|-------|-----|-------|-----|
|        |    | 人数    | %   | 人数    | %   | 人数    | %   | 人数    | %   | 人数    | %   |
| 小学校    | 17 | 3     | 18  | 2     | 12  | 2     | 12  | 3     | 18  | 2     | 12  |
| 中学校    | 8  | 2     | 25  | 2     | 25  | 1     | 13  | 1     | 13  | 2     | 25  |
| 特別支援学校 | 1  | 0     | 0   | 0     | 0   | 0     | 0   | 0     | 0   | 0     | 0   |
| 高等学校   | 2  | 0     | 0   | 0     | 0   | 0     | 0   | 0     | 0   | 0     | 0   |
| 幼稚園    | 4  | 4     | 100 | 4     | 100 | 4     | 100 | 4     | 100 | 4     | 100 |
| 全体     | 32 | 9     | 28  | 8     | 25  | 7     | 32  | 8     | 25  | 8     | 25  |

表 1－2 に示したように、教頭においても過去 5 年間の変化は乏しい。教頭の女性割合は平成 13 年度から 14 年度にかけて上昇し、その後にはほとんど変化していない。一般には、校長になる前に教頭職を務める場合が多い。教頭から校長へ、という昇任ルートを想定するならば、今後、校長の女性割合が大きく上昇することは期待できず、年次進行による自然増は難しいということになる。

主任から教頭へという昇任ルートがあるわけではないが、教頭になる前に主任職を務めることは多く、職務上の連関は深いと思われる。そのため、表 1－3 に主任の女性割合を示した。

表 1－3 小・中学校の主任の女性割合

| 校種  | 主任名    | H18 年度 | H19 年度 | H20 年度 | H21 年度 |
|-----|--------|--------|--------|--------|--------|
| 小学校 | 学年主任   | 67%    | 68%    | 69%    | 65%    |
|     | 教務主任   | 71%    | 65%    | 65%    | 44%    |
| 中学校 | 学年主任   | 25%    | 29%    | 23%    | 33%    |
|     | 教務主任   | 13%    | 13%    | 13%    | 13%    |
|     | 生徒指導主任 | 0%     | 0%     | 0%     | 0%     |

表 1－3 に示したように、小学校では主任職の多くを女性が占めており、むしろ男性が占める割合が少ないことが気になる。教員全体の女性割合が多いことが影響していると思われる。中学校においては、学年主任は 30%内外、教務主任は 13%、生徒指導主任は 0%で推移している。平成 20 年度から 21 年度にかけて、学年主任のパーセンテージは 10 ポイント増加し、上昇傾向も感じられるが、中学校総数は 8 校、学年主任は 24 名であり、実数はわずかということになる。ちなみに、特別支援学校（1 校）では教務主任は 100%（定員 1 のところ 1 名）が女性であり、高等学校（1 校）においては定時制の 3 学年で 50%、全日制では 14%を女性が占めている。

主任職は苦勞の多い職であり、特に中学校の生徒指導主任は他機関との連絡が多く、機動力が必要であり、男性教諭で「すぐ動ける人」が就任し、実際には体育の教師が多いと

聞く。また夜間に至る仕事がある、場合によっては危険も伴うなど、同じ主任職でも他の主任職より困難はより大きいという、事情もふまえた上で、しかし、なお主任職の男女比の偏向状況の改善を求めたい。教員は生徒にとってはロールモデルとなるためである。また、以下に述べるように女性教員の「意欲」も低いとは思えない。

ミドルリーダー養成研修は、学校マネジメントを中心とした職場の中核教員となるための能力養成を目的としており、その受講者の女性割合は以下の表1－4に示すように、近年、増加傾向にある。

表1－4 ミドルリーダー養成研修受講者の女性割合

| 年度     | 受講者数 | 女性教諭 | 割合  |
|--------|------|------|-----|
| 平成12年度 | 63   | 23   | 37% |
| 平成13年度 | 56   | 16   | 29% |
| 平成14年度 | 59   | 13   | 22% |
| 平成15年度 | 52   | 15   | 29% |
| 平成16年度 | 41   | 10   | 24% |
| 平成17年度 | 46   | 14   | 30% |
| 平成18年度 | 50   | 15   | 30% |
| 平成19年度 | 50   | 19   | 38% |
| 平成20年度 | 52   | 22   | 42% |
| 平成21年度 | 43   | 17   | 40% |

上記したように女性教員の「意欲」は低いとは言えない。そうであるならば、「意欲」をもっている、主任または教頭に就任することを阻む何らかの「壁」があると思われる。その「壁」とは何なのか、関係各方面の真剣な議論をお願いしたい。教育界は人間を相手にする世界であり、構造的に複雑であるため困難も大きいことは承知しているが、兵庫県及び伊丹市では管理職登用に際して、若手登用、女性

登用を明文化しており、また政府の第2次男女共同参画計画では「指導的立場の女性を30%とする」という目標をあげている。さらには、2009年8月に出された国連の女性差別撤廃委員会の「最終見解」においては、目標が達成されていないことに対する厳しい勧告が述べられている。これらの事情を振り返ると、教員の男女の職務の偏りを「現状のまま」推移させてよいとは思われない。

教育委員会総合教育センターにおいては、ミドルリーダー養成研修の募集時に、女性教員の受講を奨励するよう要請するとのことである。将来を見据えて、関係者ともども頑張りたい。

＜教育委員会職員課＞＜総合教育センター＞

### 【研修・啓発・相談】

男女共生教育に関わる教師向けの研修としては、「人権教育研修」「情報教育研修」「教育相談研修」が行われている。平成20年度の「人権教育研修」ではコミュニケーションについて取り上げ、教師と生徒の距離感が重要であるとの講話があり、幼稚園から高校までの教諭91名が受講した。人と人の間の距離（感）を適切に保つことは、セクハラの加害者にならないための基本となる重要事でもあり、男女共生教育と関係深い内容であった



|          |       |        |           |      |      |      |
|----------|-------|--------|-----------|------|------|------|
| 1.男女共同参画 | 2.子育て | 3.学校教育 | 4.生涯教育・学習 | 5.労働 | 6.福祉 | 7.地域 |
|----------|-------|--------|-----------|------|------|------|

と思われる。研修は応募者を募るかたちで実施されているが、「小・中・特別支援学校人権教育担当者会」との合同研修としているため、担当者については悉皆研修になるという。

「情報教育研修」では「ネットいじめ」をテーマとして、同じく幼稚園から高校までの教諭 81 名が受講した。ネットいじめは伊丹市でも起きており（小学校 1 件、中学校 2 件）、多くの子どもが携帯電話を持つにつれ、加害・被害の危険に遭遇しやすくなる。伊丹市では小学生の 3 割、中学生の 7 割が携帯電話を持っている。情報問題にはジェンダー問題が絡むことも多く、天王寺川中学校の生徒指導講演会では、伊丹警察が生徒に向けて「出会い系サイト」の怖さについて話をするなどの取り組みが行われた。男女共生教育にとって、情報教育は基本的なテーマの一つである。それだけに、これらの研修について、効果を計る工夫をしていただきたい。教育効果の測定は極めて難しいが、総合教育センターでは各学校園に研修後のアンケートを実施し、取り組みの成果と課題をまとめていきたいとの意向であり、頑張っていたきたい。

相談業務としては、教育相談と医療相談があり、教育相談には「面接相談」「巡回相談」「電話相談」の 3 種類がある。平成 20 年度の面接相談は 229 件、巡回相談は 40 件（相談数 187）、電話相談は 84 件であった。相談内容は、面接相談では「発達」70 件、「ことば」58 件、「不登校」41 件、「情緒不安」22 件であり、どちらかといえば女子より、男子についての相談が多い。電話相談では「不登校」18 件、「友人関係」10 件、「異性関係」9 件、「いじめ」「しつけ・子育て」各 7 件などである。また、巡回相談では教師への助言を行っており、総合教育センターの受付分はのべ 371 人であった（他に、伊丹特別支援学校、県立こやの里特別支援学校でも実施している）。これらの相談は臨床心理士、特別支援教育士、言語聴覚士などの専門家が受けており、スーパーバイズも行われている。

医療相談は精神科医が受けており、のべ 31 件（のべ 85 名）、医療発達相談は児童精神科医が受け、のべ 28 件（のべ 78 名）の相談があった。

ことばに関する相談については、保護者のニーズが高く年々相談件数が増えてきているため、より充実した体制整備が必要である。伊丹市は相談体制が整っており、その点では喜ばしいが、一層の充実を望みたい。

相談は総合教育センター以外には「少年愛護センター」でも実施している（4-2 青少年参照）。＜総合教育センター＞

## 3-2 教育課程

### 【伊丹市男女共生教育基本方針】

平成 20 年度には、10 年ぶりに「伊丹市男女共生教育基本方針」が改訂され、それに伴い「伊丹市男女共生教育ハンドブック」が作成（改訂）された。平成 10 年度には、「基本方針」と「ハンドブック」が別冊になっており、体裁も立派であったが、本年度には予算の関係で手作り感のある体裁となり、「基本方針」と「実践事例集」をまとめて 1 冊にす

るなどコンパクトなものとなった。立派な体裁のものが、立派な実践を生むわけではないことはもちろんであり、次年度には、新冊子をより良く活かす手立てや実践を期待したい。

男女共生教育の基本は現実の固定的な性役割について、子どもたちが自由な発想のもとで、見直すことができる能力を身に付けることであろう。具体的な授業としては、人権教育の一環として道徳の時間で取り上げられることが多い。小・中学校の道徳教育担当者会では授業研究や各校の情報交換等が行われている。また、幼稚園研究担当者会では保育者の支援の在り方等について検討され、研究発表も行われている。このような取り組みは例年実施されているが、教師のみならず市民が関心をもつための、何らかの工夫を行うことはできないだろうか。一般に、保護者の関心は学力には向けられるが、その他の教育については関心が低い傾向にある。上記したように、ハンドブックも新しくなった。市民に対して「伊丹の教育」をどう周知するか、検討いただきたい。

固定的な性役割を捉え直すための絶好の機会は「トライやる・ウィーク」である。「トライやる・ウィーク」は直接に進路指導を目的としているわけではないが、子どもたちが大人の世界を知る良い機会になっている。その意味で、男女生徒がどのような事業所・機関で活動、体験をしたのか、興味深い。かつては、男女生徒の活動先に偏りが見られたが、その偏りは年々減少していると思われる。

平成 20 年度の活動先について、男女の偏りが大きかったものは以下である。まず、男子が多く、女子が少なかったところは、ガソリンスタンド（男子 6 名、女子 0 名）、スポーツ・体育施設（男子 81 名、女子 1 名）、農業（男子 15 名、女子 3 名）、製造業（男子 48 名、女子 9 名）、消防局（男子 60 名、女子 1 名）である。女子が多く、男子が少なかったところは、幼児教育（女子 348 名、男子 79 名）、理容・美容（女子 13 名、男子 5 名）である。女子生徒が一人も行かなかった活動先があるのに対して、男子生徒が一人も行かなかった活動先はない。また、目立って、男子の方が多く、女子が少ない活動先は 5 種類以上あるが、女子が多く、男子が少ない活動先で目立つものは 2 種類だけである。つまり、男子の方が女子より選択する活動先の種類が多く、女子は少数の活動先に集中していることがわかる。「トライやる・ウィーク」を実施するに先だって、1 年生の段階で、職業講話を聞く、調べ学習を行うなどの準備はなされているが、上記したように、実際には男女の経験の違いは小さくない。ジェンダー視点をさらに取り入れた準備教育が必要と思われる。

進路指導については、1, 2 年生には『進路学習ノート』が、3 年生には『進路学習資料』が教材として使用されている。『進路学習ノート』では、学習や生活態度の見直しから解きほぐして将来を考えさせ、『進路学習資料』で進路の決定に至るという構成になっており、内容的に工夫されている。しかし、後述するように細部の表現に問題もあり、来年度の改訂では検討して頂きたい点がある。

男女共生教育は「感情」に絡む学習も重要であり、男女ともに自らの性に誇りをもち、セルフエスティーム（自尊感情）を高める必要がある。中学校では道徳の参観授業として

「構成的グループエンカウンター」を取り入れた授業が、小学校では参加型授業が行われた。また、天王寺川中学校では「天中だより」にて、校長先生が自尊感情をもつことの大切さをさりげなく述べるなど、「授業で教える」というかたちではない教育（インフォーマルな教育）も行われている。インフォーマルな教育はかたちとして捉えることが難しく、したがって、伊丹市全体でどのような教育的発信がなされているのか、その全貌をとらえることはできないが、上記のような発信の積み重ねは非常に重要と考える（「隠れたカリキュラム」と言われる）。＜学校教育担当＞

### 【男女平等に関する表現】

伊丹市では「刊行物等作成にあたっての男女平等に関する表現指針」が平成 20 年度に改訂された。教育については、例えば教科書のように伊丹市が独自に作成するわけではない著作物、刊行物等が多くあり、したがってオンブードがそれらを検討することは難しい。また、伊丹市所管であっても、たとえば学校・園の「おたより」などをすべてチェックできるわけではない。したがって、実際にはオンブードが目にした範囲内での検討とせざるを得ない。

先述した『進路学習資料』には気になる点が、幾つかあった。美容師について説明した文章中では「女の人が多いのですが、最近は男の人も多くなり好評です」という丁寧な説明がなされているが、他方、高校の専門学科の説明として「女子の生活科」という表現が不用意に使われたり（進路指導資料 p. 13）、「保母」ということばが使用されている（進路指導資料 p. 42）。また、高校を紹介した箇所では、「男子校」「共学校」「女子校」の順にならんでいるのも違和感を覚える。来年度の改訂に向けて、検討いただきたい。

かつては、進路指導の冊子に男の子は職業人、女の子は「お嫁さん」になることをイメージした挿絵が掲載されるなど、性別役割分業をすり込むようなイラストが使用されていたが、今日では、そのような挿絵は見あたらず、進歩したことを喜ぶたい。

＜学校教育担当＞

## 3-3 性教育

### 【学校での性の健康教育・薬物防止教育】

学習指導要領が改訂され、社会状況の変化などをふまえ、各学校において平成 20 年度には性教育のカリキュラムが見直された。性教育の授業参観（公開授業）は本年度も実施され、小学校では全校で、中学校では飲酒や喫煙の防止教育とともに危険予防教育として行われた。性教育は保護者の価値観の違いにより、評価が分かれやすいため、誤解や曲解も生まれやすい。誤解や曲解に起因する混乱を防ぐためにも授業公開は有効であり、是非に続けていただきたい。

先にも述べたが「ネット被害」が子どもたちにも及ぶようになった。性犯罪の危険を回

|          |       |        |           |      |      |      |
|----------|-------|--------|-----------|------|------|------|
| 1.男女共同参画 | 2.子育て | 3.学校教育 | 4.生涯教育・学習 | 5.労働 | 6.福祉 | 7.地域 |
|----------|-------|--------|-----------|------|------|------|

避することも考えて、桜台小学校では6年生を対象に、携帯、インターネットが及ぼす被害についての授業も行った。

伊丹市の性教育は「生かされる命」「うけつがれる命」「唯一の命」をキーワードとして、実施されている。直近の過去に、日本全国をおそった「行き過ぎの性教育批判」については、その後の文部科学省からの情報を各学校にきちんと伝達しているという。

H I Vについては、小学校5年生で、年に2時間程度をかけて、通常の生活の中では感染しないこと等を学ばせ、中学生には避妊に関することも含めて感染防止教育が行われている。

薬物乱用防止については、小学校6年生で年に2時間程度、中学では全学年で1～3時間、保健体育の授業や警察官、健康福祉事務所の職員などによる「薬物乱用防止教室」が行われている。近年にはシンナーは買いにくくなり、L S Dや大麻に移行する傾向がみられるというが、市民感覚としてはL S Dや大麻の入手方法など皆目わからず、ピンと来ない。場合によっては、大人より子どもの方が薬物の入手方法等をよく知っている、ということも考えられる。親子で学ぶ「薬物乱用防止教室」などの企画もあってもよいと思われる。

市立伊丹病院では、例年、学校に出向いて性教育を行っている（まちづくり出前講座）。平成20年度に申し込みがあったのは小学校の保護者を対象とした講座であり、思春期と思秋期の身体の変化への接し方について話した。また、女性・児童センターが主催した「女性の身体を見直そう」も市立伊丹病院の出前講座であり、10名の参加者が産婦人科の活用について学んだ。

市立伊丹病院は性教育に熱心であり、小学校では身体の変化をどうとらえるかを、中学校では、セルフエスティームを高めるため、誰もが妊娠のリスクを乗り越えて生まれてきたこと等を伝え、高校では妊娠や性行為を簡単に考えないでほしい旨を伝えたいが、実際には、各学校の要望とすりあわせて内容を決定しているという。伊丹病院でも、10代の女性のお産があり、またクラミジアは10代では10人に1人が感染しているという。性感染症の現状は放置できず、「デートDV」の問題も含めて、市民啓発を頑張っていたきたい。＜保健体育課＞＜市立伊丹病院＞

### 【保健室とCAP講習会】

全国的な傾向であるが、伊丹市においても保健室に相談にくる子どもが増えているという。そのためもあって、年に2、3校ずつ保健室で相談しやすくなる環境整備が行われてきた。パーテーションを入れたり、丸テーブルにするなどである。学校によってはぬいぐるみを置いたところもある。

また、多様な課題を抱えた子どもも増えており、養護教諭の対応も複雑さを増しているようである。平成20年度には、養護教諭の研修として兵庫県立但馬やまびこの郷等に見学に行き、カウンセリングに生かす努力が行われた。また、小学校5校、中学校2校では

|          |       |        |           |      |      |      |
|----------|-------|--------|-----------|------|------|------|
| 1.男女共同参画 | 2.子育て | 3.学校教育 | 4.生涯教育・学習 | 5.労働 | 6.福祉 | 7.地域 |
|----------|-------|--------|-----------|------|------|------|

養護教諭が複数配置されている。

CAPの講習会は本年度も全ての小学校1学年で実施され、好評である。「困った時に声を出す」などの学習が行われており、今後も継続する意向を伺うことができた。歓迎したい。

<保健体育課>

### 3-4 地域と学校、PTCA

#### 【活動に男女共同参画の視点が生かされるように】

男女共同参画計画では男女共同参画の施策として、「2・12 PTA活動に男女共同参画の視点が生かされるよう啓発や働きかけを行う」と記載されている。この計画に対して、担当課からの報告は、平成20年度は「年2回の会長会で女性会長の意見が多くとりあげられ研修課題となった」、平成21年度は「単P<sup>\*1</sup>女性会長、連P<sup>\*2</sup>女性役員の意見を反映させていくよう働きかける」という内容であった。しかし男女にかかわらず会議で出た意見を取り上げ、活動に反映することは施策に関係なく当然なことではないだろうか。

\*1 単P:伊丹市内の小・中・特別支援学校の各PTA(単位PTA) \*2 連P:単Pの集まり。伊丹市PTA連合会

また、人権関係の講座を紹介したとのことだが、その講座の内容に男女共同参画の内容が含まれていたか、また実際に受講者がいたかどうかまでは確認していない。PTAの啓発に適した内容を吟味し、その内容の講座を探すか準備をし、かつ多くの人が受講してくれる工夫をし、実際に受講してもらって、初めて啓発を行ったと言えるのではないだろうか。そして、受講者人数や意見、講座の内容を振り返って、次年度はどうすればよりよい啓発ができるかを考えて「次年度の取り組み」に反映させていただきたい。

啓発に適した項目は数多くある。例えば、家庭人としてDVの知識、保護者として「デートDV」や性教育の知識、ジェンダーバイアスの刷り込み、メディアリテラシー（情報を評価・識別する能力）などがある。また、能力があるにもかかわらずそのことに気付いていなかったり、能力を発揮したりする機会を逸している女性も多いと思われることから、エンパワメント（自分が本来持っている力を取り戻す）講座、アサーティブ・トレーニング（コミュニケーション講座）、をはじめとした自己啓発講座など、さまざまな講座が考えられる。これらは一部であるので、男女共同参画課とも連携しアンテナを広げて検討していただきたい。

「社会教育法(第12条)の主旨からしてもPTAの自主・独立性は当然重んじなければならない。だから今以上のことは困難だ」というのが社会教育課の主張である。この部分に関しては何年も社会教育課とオンブードの意見に接点が見いだせないようである。

PTAの自主・独立性を重んじることは全く否定しない。しかし、だから「2・12 PTA活動に男女共同参画の視点が生かされるよう啓発や働きかけを行う」ことの実現が困難だとは考えられない。

|          |       |        |           |      |      |      |
|----------|-------|--------|-----------|------|------|------|
| 1.男女共同参画 | 2.子育て | 3.学校教育 | 4.生涯教育・学習 | 5.労働 | 6.福祉 | 7.地域 |
|----------|-------|--------|-----------|------|------|------|

団体の自主・独立性を重んじつつ啓発や働きかけを行うにはどうすればよいのか、計画の担当課としての腕の見せどころではないだろうか。

単位PTA役員はほとんどが女性であるが、PTA会長は圧倒的に男性が多い。女性のPTA会長は、平成20年度は26人中7人、平成21年度は26人中5人である。

＜社会教育課＞

＊ PTA(Parent-Teacher Association)父母と教師の会

PTCA(parent teacher community association)PTA 活動に地域社会を取り込んだもの。地域社会が学校教育に参加するために組織する。

### 【職業を持つ保護者の参加】

PTA活動は職業を持つ保護者の参加無しには活動が困難な状況にあると考え、仕事とPTA活動が両立できるよう、活動時間、活動日の設定や、情報のネットワークの充実に注視されるよう助言をしているという。また、会員の要求の多様化に対応するためには連P,単Pとも男性も積極的に入っていける環境を整える必要があるとのことであるので実現を期待したい。

＜社会教育課＞

## 4. 生涯教育・学習

DVをテーマとした講演の要約が「ひかり」に掲載され、多くの人がDVの原因等を知ることが出来た。職員・ボランティア・指導者などに男女共同参画の資料が配布された。

少年補導委員は男女半々であり、男女共同参画が実践されている。「なやみ相談」では男子からの相談が少ないことが気がかりである。

中央公民館では保育付き講座の開催だけではなく、「子育てサポーター」の養成と保育サポートグループへの参加者を輩出し、男性料理教室も開催されている。伊丹市ゆかりのスポーツである「なぎなた」は3世代、男女ともに参加している。すべてのスポーツが男女に開かれているというメッセージを出し続けていただきたい。

### 4-1 人権教育

#### 【啓発の実績について】

平成20年度には男女共同参画の視点を取り入れて、エンパワメント・センター主宰の森田ゆりさんを招いて「ドメスティックバイオレンス・虐待と人権～心の力のみなもとへ～」のタイトルで講演を行った。また、その要約を人権・同和教育だより「ひかり」に掲載し、市内の保・幼・小・中・高校経由で全保護者世帯に配布した。

この「ひかり」掲載の要約は、非常にわかりやすい内容である。もちろん講演の内容もよかったのであろう。「ひかり」を読むだけでそれまでDVを知らなかった人でも、DVとは何か、DVの原因、その怖さ、子どもへの影響、周りの人間はどうすればよいのかなどがよくわかる。多くの人がDVという言葉やその本質を知ることが被害を減らすためにも大切なことであるので、良い啓発になったと思われる。 <人権教室>

#### 【啓発用教材】

人権啓発に関する教材を多数有しており、一覧は「啓発用の視聴覚教材目録」という冊子になっている。職場向け、大人向けはもちろん幼稚園・保育所用の子どもアニメもある。小さい子どもの人権感覚や人を大切にする気持ちを育てることは大事であるので大いに使用してもらいたいとの思いがあり、リーフレットを作成して学校に配布するなど、努力が見られる。

この中で男女共同参画に関するものはビデオ201本中の15本、図書211冊中の11冊である。

男女共同参画に関するもので子ども用のものが無いのは少し残念である。ただし、女性交流サロンでも啓発用教材を持っているので、互いに連絡を取りながら効果的に教材をそろえていかれることを望む。

男女共同参画に関する教材の利用は、ビデオが23本(学校の授業・PTA)で他市の学校からのニーズもあった。本は0冊であった。他市を見ると貸し出しリストが市のHPに載っていて、見つけやすく借りやすいシステムになっているところもある。教材リストを

HPで簡易検索できるように掲載し、リンクボタンを図書館や女性交流サロンホームページのトップにのせてリンクしてもらうなど、市民がその存在に気付き、利用しやすいようにもうひと工夫してみてもいいだろうか。

平成 20 年度のビデオ購入は「職場人権 オムニバス形式」や地域社会における人々の結びつきに関する内容の「親愛なるあなたへ」であった。＜人権教育室＞

#### 【人権教育指導員】

地域で人権に関する講座をするときの講師や参加型講座のコーディネーターとして人権教育指導員を派遣している。25 人中 2 人は男女共同参画関連の指導者であり、講師としての派遣は講師平成 19 年度 1 回、平成 20 年度 3 回であった。HPに掲載しているがまだ知られていないこともあるので平成 21 年度はPRの方法に工夫をするそうである。

人権教育指導員制度のHP [http://www.city.itami.lg.jp/home/ED/ED\\_JINKENKYOIKU/\\_9613.html](http://www.city.itami.lg.jp/home/ED/ED_JINKENKYOIKU/_9613.html)

予算は厳しく、ここ数年予算がパンク状態。回数を減らさないために謝礼単価を下げるなど講師の好意と担当課の努力で運営されている。＜人権教育室＞

#### 【性同一性障害など】

「性同一性障害や性的志向を理由とする差別や偏見を払しょくするよう教育や啓発を行う」の項目については、平成 18,19,20 年度と連続で「次年度は計画に盛り込むことはできないが、人権課題としてとりくんでいく」との回答であったが、昨年度のオンブード報告で「平成 21 年度に講座を考えている」とあったのでその結果を期待する。

＜人権教育室＞

### 4-2 青少年

#### 【青少年センター・青少年育成】

スワンホールは市立労働福祉会館と市立青少年センターの複合施設であるが共に伊丹労働者福祉協議会が指定管理者として運営している。ここでは、青少年なやみの相談室を実施しており、毎月第 2, 4 土曜の 14 時半～16 時半に 1 階窓口で受け付けしている。どんな悩みでも幅広く受け付けるとHPにも広報している。

こども文化科学館は直営施設であり、プラネタリウム館、児童センター、文化センターの 3 館からなっている（児童センター内むくむくについては『2-1 子育て支援』の項参照）。

子どもが安全に安心して過ごせる居場所作りについては、地区社協に委託している。家族参加を進めるために土日開催に力を入れている。

青少年育成支援として 4 団体（伊丹市子ども会連絡協議会、ボーイスカウト、ガールスカウト、親子劇場）が活動している。

団体の指導者は「平等や女性の自立についての意識は高い」とのこと。これは指導者と



して望ましい状態である。しかし、指導者の方だからこそ男女共同参画に関して知っておくこと、気をつけることはたくさんある。例えば、

- ・参加保護者のDVや家庭内暴力に感度高く気づけるか？また気付いたときにすばやく正しく対応できるか？
- ・子どもたち（中学生以上）に広まっているデートDVの知識は十分持っているか？  
その被害や加害の傾向が見られた時、適切な声かけができるか？
- ・性同一性障害の傾向をもつ子どもや保護者に気づいたとき、正しく対応できるか？
- ・「ご主人」、「お嫁さん」、という言葉を使ったり、その概念を広めることで、ジェンダーの再生産をしていないか？

などである。

職員・ボランティア・指導者などへ男女共同参画研修について、平成 18、19 年度は進捗がなかったが平成 20 年度は資料配布による啓発を行った。ヒアリングを通して啓発の必要性が理解できたので、平成 21 年度中に行いたいと積極的な回答を頂いた。その前向きな姿勢を大きく評価し、研修・講座の実施を期待したい。＜青少年課＞

### 【青少年健全育成】

青少年に悪影響を及ぼす有害図書類（著しく性的感情を刺激したり、粗暴性や残忍性または恐怖心を助長したりするもの）、有害玩具などをできるだけ子どもの目に触れないように回収する「白ポスト」は市内 15 ヶ所に設置され、毎月 1 回職員の手で回収されている。

平成 20 年度の回収数は 9,867 冊であり、前年度に比べて 2,028 冊の増となっている。最近の傾向としては図書よりも有害ビデオ、DVD の増加が著しく、全体の 6 割を占めるに至っている。

県の青少年愛護条例では、「有害な図書類の販売は青少年の目に触れにくいよう他の物品を区別して陳列しなければならない」と規定されている。各小学校毎に配置されている少年補導委員が年 1 回、全ての書店、レンタルビデオ店等を巡回し、調査・点検し、協力を依頼している。

伊丹市には 135 人の少年補導委員が市長から委嘱され（任期 2 年）、主として各小学校校区内の街頭補導パトロールにあたっている。少年補導委員の男女の割合は半々であり、連合会の役員も会長は女性であり、副会長 3 人の内 1 人は女性と男女共同参画が実践されている。＜少年愛護センター＞

### 【なやみ相談】

少年愛護センターでは青少年と保護者の「なやみ相談」を電話と面接で実施している。その多くは電話による相談であり、電話相談の啓発方法としては、ポスターやチラシだけでなく、クリアファイルに電話番号とイラスト入りで「ひとりでなやまないで 子どもと保護者のなやみの相談」と印刷されたものを毎年新学年毎に市立の小学校・中学校、特別支援学校、高校の全児童生徒一人ひとりに配布している。人知れず悩みを抱えている子どもや保護者にとって、日常的に使用する文具での啓発は効果も高いと思われる。このような地道な努力が「大きな問題」を生まない基盤になるため、是非来年度以降も続けていただきたい。

平成 20 年度の電話相談は 272 件と昨年度より 48 件増となっている。相談者の 60%が保護者からの相談で、そのほとんどが母親であった。相談内容はしつけ、子育て、親子関係が多い。子どもからの相談は、女子がほとんどであり、相談内容は友達関係となっている。男子の相談件数が少ないことが気付きである。

また、来所相談は 60 件で、昨年度の 38 件に比べるとかなり増加している。相談対象者は保護者に付き添われて来所する中・高生が大半であり、保護者は母親がほとんどで、父親が来所して相談するケースは極めて少ない。相談内容の 32%は友人関係であった。電話相談でも相談内容の最も多いのが友人関係であり、友人とのコミュニケーションのとり方に悩む子どもたちがいかに多いかが伺える。＜少年愛護センター＞



### 【少年進路相談員制度】

伊丹市独特の制度として、各中学校区毎に 2 名の「少年進路相談員」が配置されている。この制度は中卒後 1 年間、早期離職・退学の減少を図ることがねらいであり、進路変更がスムーズに出来るよう支援活動を実施している。

高校訪問や企業訪問を行い卒業生の動向に関する情報の収集・情報の交換等の活動を進めている。

例年、中学卒で就職する者は 20 名内外であり、需要はそれほど多いとは思われないが、労働市場では最も弱い立場になる可能性が大きい層を対象とした事業であり、継続していただきたい。＜少年愛護センター＞

## 4-3 社会教育

### 【中央公民館】

男女共同参画は意識変革を重要な課題としており、生涯学習の機会を提供することは極めて重要である。中央公民館は当然ではあるが、数多くの講座を提供している。以下、若干、繁雑になるが、まずは中央公民館が提供した講座、参加者数、参加者性別等を企画者の感想もまじえて列挙する。

「メディア・リテラシー向上のための学習機会の提供」は以下である。

- ① 市民講座「～『地デジ』・デジタル家電・新聞・インターネット～情報社会を楽しく生きる！」…メディア・リテラシーの視点から、講座を企画した。40 名参加（男性 29 名、女性 11 名）。
- ② 現代課題セミナー「現代ネット生活う・ら・お・も・て～あなたはどれだけ知っていますか？～」…11 名参加（男性 4 名、女性 7 名）。男性は 60・70 歳代、女性は 30～60 歳代。ネットコミュニケーション、携帯電話の問題を取り上げ、うまく活用できれば能力の拡大になるが、使い方を誤れば凶器となることを認識してもらうこ

とができた。

- ③ 家庭教育講座「子どもをネットから守るには」…18名参加。平日午前には講座を実施したため、参加者は女性が多い。便利で面白い携帯電話やインターネットも、使い方によっては危険がいっぱいで、子どもたちを巻き込んだ事件が絶えず、予防を趣旨として企画した。その危険性や対策の必要性に対する問題意識が参加者数から鑑みて、まだまだ少ないのかもしれないと感じたが、参加者個々の質問に講師が答えながら、子どもをネット被害から守るためにどうすべきかを学んでもらうことができた。
- ④ パソコン相談室…215名参加。主に水曜日・土曜日に開催（月2～3回）。相談内容は初心者レベルのものが多い。自治会の会計担当などの助けになっている場合もある。相談にのる人はボランティアで交通費相当額の謝礼を支払っている。ボランティアは年配の男性が多く、女性は2人である。

「女性の権利、男女共同参画の法律、制度等の学習機会の提供」は以下である。

- ① ～日本国憲法を考える～映画会「日本の青空」…51名参加
- ② 現代課題セミナー「裁判員制度がやってくる～あなたは人を裁けますか～」…38名参加（男性16名、女性は22名）

「男女共同参画推進のための学習機会の提供」は以下である。

- ① 市民講座「働くママ応援講座～コミュニケーションとリラクゼーション～」…9名参加（20・30・40代女性）。講座終了後にグループができ、情報交換や交流を楽しんでいる。講座の中で発言するのは「イヤ」という人もいるが、コミュニケーション力をつけ、市民の中から企画力のある人が育ってほしいと思っている。
- ② 市民講座「大切な私再発見～自尊感情を高める魔法のおはなし～」…16名参加（男性2名、女性14名）。平成16年度に講座「『自分が好き』になる講座～自尊感情をはぐくむために～」の終了後に、自主グループとして「自分が好き会？」ができおり、2カ月に1度程度の活動をしている。自主グループには老若男女の幅広い層が集っている。
- ③ 市民講座「初心者のための男性クッキング教室」…14名参加（50代2名、60代・70代各6名）。家事の基本の一つである料理に関して、これまで経験する機会が乏しかった男性にも楽しく学んで、家庭で実践してほしいと、調理方法の基本を学習する意図で企画した。実際には参加者のレベルは、1人でなんとか作れる人、お手伝いレベルの人、まったく初めての人と相当に異なっていた。

平成20年度の講座で「買い物のしかたが分からない」という声があり、平成21年度にはスーパーと調理室が隣接しているスマイル阪神の調理室を使うことにした。環境を視野に入れて地産地消の推奨という視点で実施した。「老々介護」が多い時代に生きるための力を付けて欲しいと思っている。

#### ④ ボランティア養成講座

- 1) 「お話し相手(傾聴)ボランティア養成講座」
- 2) 「地域健康づくり仕掛け人講座 健康長寿はみんなの願い」

3)「子育てサポーター養成講座」

4) 保育サポートグループ『ぶらんこ』研修会・定例会

「男女が共に子育てに関する知識などを得る機会の提供」としては、以下である。

- ① 市民講座「0才児ママのワイワイトーク」…0才児とその保護者 15 組参加。全 6 回の講座で、1 回は父親も参加できるよう、伊丹の保育を考える連絡会代表の方を講師に招き『パパも一緒にお話しましょう』というテーマで実施した（父親 11 名参加）。講座終了後に自主グループができた。
- ② 市民講座「心の元気を引き出すカフェタイム」…20 名参加（女性 20 名）。以前に公民館で何度か実施した「0才児ママのワイワイトーク」・「Baby とママのコミュニケーション」の講座受講者による同窓会企画として実施した。子どもの年齢を超えた親同士、また子ども間の交流ができた。講座卒業生が市内外多方面で活躍を始めている報告もあり、それぞれが刺激し合うことで孤独になりがちな子育ての中の不安・戸惑いから、より広い社会へ目を向けるきっかけづくりになったと思う。
- ③ 『ことば文化都市伊丹』推進事業「Baby とママのコミュニケーション」…3 カ月～8 カ月の乳児とその保護者 14 組参加。全 6 回の講座で、1 回は父親も参加できるよう『からだのこといろいろ』というテーマで実施した（父親 6 名参加）。講座終了後に自主グループができた。
- ④ 『ことば文化都市伊丹』推進事業「ベビママパーティー」…3 カ月～8 カ月の乳児とその保護者 17 組参加(女性 17 名)。上記「Baby とママのコミュニケーション」講座において応募者が多数であったため、抽選からもれた方を対象に講座を実施した。1 回だけではあったが、交流の場をもつことができた。
- ⑤ 家庭教育講座「子どもが親に求めているもの」…17 名参加。
- ⑥ 家庭教育講座「人が人に関わることで子どもは育つ」…167 名参加。

「団塊世代の地域デビュー」としては、以下である。

- ① 市民講座「生き方発見講座～セカンドライフの楽しみ方～」…19 名参加(男性 12 名・女性 7 名)。
- ② 市民講座「素敵に生きよう・シニアライフ～心豊かにいきいきと～」…19 名参加(男性 10 名・女性 9 名)。
- ③ 伊丹市地域活動セミナー「生きがい探し応援セミナー」…100 名参加。お父さんの「生きがい探し応援セミナー」として、市民まちづくりプラザ、ボランティア・市民活動センターと協働開催をした。地域活動のきっかけづくりとしてワークショップや 18 以上のグループの活動状況を展示・発表などした。

「女性リーダー育成」としては、以下である。

ボランティア養成講座

- 1)「お話し相手(傾聴)ボランティア養成講座」…54 名参加（男性 12 名、女性 42 名）。男性は 60・70 歳代、女性は 30～70 歳代。初めての試みとして、公民館とボランティア・市民活動センターが共催で実施した。受講後に自主グループができ、20 名が

ボランティアとして市内 6 つの施設で活動している。

- 2) 「地域健康づくり仕掛け人講座 健康長寿はみんなの願い」…38 名参加（男性 12 名、女性 26 名）。
- 3) 「子育てサポーター養成講座」…17 名参加（女性 17 名）。20～60 歳代の人で、40 歳代が 6 名で最も多かった。講座終了後に保育サポートグループ『ぶらんこ』に 5 名が登録した。
- 4) 保育サポートグループ『ぶらんこ』研修会・定例会…延べ 77 名参加（女性のべ 77 名）。

以上が開催した講座の概要であるが、幾つか特記したい。

一つ目は保育についてである。今日では、大人を対象とした講座等に保育をつけることは常識になっているが、公民館の主催講座に保育をつけた歴史を振り返ると、単に「受講しやすくする」という目的だけではなく、「小さい子どもをもつ母親であっても、学習の機会を失わない」という学習権の拡大と同時に、「母親と子ども双方の自立を促す」「子どもは親だけではなく、社会が育てる」という趣旨が込められていた。

現在中央公民館での保育は、1 歳半以上就学前までの幼児を対象としている。保育者は幼児 3 名につき 1 名、1 歳児がいる場合には、更に人数を増やしている。保育料は 1 人 1 回 350 円、保育者への謝礼は 1 人 1 回 2,000 円である。保育申込み状況によっては、幼児 1 人あたりに要する経費は大きくなる。

オンブードヒアリングでは、特に保育料の負担については取り上げなかったが、たとえ保育を付けることにより経費が大きくなっても、今後も是非に保育付きを堅持していただきたい。また、中央公民館では保育付き講座を実施しているだけではなく、「子育てサポーター」も養成し、かつ、保育サポートグループへの参加者を輩出している。保育サポーターとして男性が活躍できれば、なお喜ばしい。「団塊世代の地域デビュー」にて、保育サポーターとなることを組み込むことはできないだろうか。子どもは男女にかかわらず、育てられることが必要であるが、現実には、女性（母親、保育者、保育サポーターなど）が関わるが多く、「大人の男性」としての振る舞いを子どもに見せる機会は少ない。次年度には検討いただきたい。

社会教育の他の機関においては保育を付けていないところもあり、「保育付き講座」が成立した理由や経緯は何であったか、中央公民館の経験も含めて、社会教育施設の目的等を改めて関係各機関に周知することをお願いしたい。

二つ目は、男女の受講領域の偏りについてである。かつてよりは、男女の受講領域の偏りは少なくなったが、依然として「男性領域」「女性領域」のニュアンスが残っている。社会教育は学習者の自発性を基本としており、受講者の男女比が偏ることは、現状ではいたしかたないが、たとえば「保育サポーター養成講座」では「男性歓迎！」のマークをつけ、意識的に男性に受講を呼びかけるなどの工夫も必要と思われる。「0 歳児ママのワイワイトーク」には父親 11 名が参加している。「我が子」だけではなく、「他人の子ども」への保育に男性が関わる方策を取ってもよい時期と思われる。

以上に関連して、「男性クッキング講座」での取組は大いに評価したい。先述したが、平成 20 年度の講座で「買い物のしかたが分からない」という声があったことを契機として、

平成 21 年度の講座では、スマイル阪神の調理室を使うなど、臨機応変な取組が行われている。担当者も述べているように「老々介護」が多い時代に生きるためには、買い物、料理のスキルは必須と言ってもよい。オンブードはこの取組にヒントを得て、平成 21 年度に「市長さんによる料理教室」（市長と一緒にクッキング）の開催を思い立った。「男性である藤原市長が料理をする」というメッセージは市民を励まし、かつスマイル阪神の宣伝にもなると考えた。

中央公民館での講座はその後の自主グループづくりに役立っており、ひいては地域づくりに役立っているはずである。地域で男女ともに生き生きと暮らすための基盤づくりとして頑張ってもらいたい。＜中央公民館＞

### 【その他の生涯学習施設】

伊丹市では平成 4 年度より財団法人文化振興財団を設立し、生涯学習と文化芸術等に関する施設の外部委託をはじめ、そして、平成 18 年度からはさらに地方自治法の改正により指定管理者制度の導入を進めてきた。これにより生涯学習・スポーツ施設等の多くが指定管理者による運営になり、オンブード調査が難しくなっている。本年度は「きららホール」「ラストホール」「いたみホール」の 3 施設をオンブードサポーターズが調査した。

一般に、指定管理者の運営では民間経営手法の導入による、効率的運営と多様で弾力的なサービスの提供、経費の削減と収益が大きな課題として意識され、例えば、集客力がある講座のみが残る、保育付き講座を設置し難いなどの問題があると指摘されている。

伊丹市においても同様な事情はあると思われるが、多くの講座に保育を付けている施設とそうではない施設がある。施設の運営は指定管理者に任されているが、担当課としての方針はいかがであろうか。保育が付いていない講座の多くは親子参加を主旨としており、したがって保育は不要とされているのかもしれない。次年度以降には保育付き講座を増やすことを検討する意向とかがっている。担当課の方針も含めて、検討いただきたい。

3 施設とも、女性の利用者が多い傾向にある。さまざまな社会的事情の下では、やむをえないことではあるが、男女いずれかの参加者が少ない場合には、意識的に参加者募集をするなどの工夫をお願いしたい。

男女共同参画に視点を置いた講座としては「ママのためのワンコイン英会話サロン」「お父さんと赤ちゃんの絵本講座」「シニア男性の料理入門」「アクティブシニア講座」等がある。

公民館と指定管理者が運営する生涯学習施設とでは、講座の開設目的や運営方法等々の相違があるため、具体的には異なる方策が取られることになる。しかし、市民目線では何がどう違うのか、両者を区別することは難しいし、そもそも区別する必要性を感じることはない。市民にとっては、いずれも「学習や活動のための施設」として意識されている。市民の目線に立ち、しかも市民啓発も行うことは容易くないが、さらに奮闘をお願いしたい。＜社会教育課＞

また、図書館では男女共同参画に関わる図書について、平成 20 年度には 68,000 円分を購入した。図書の予備選定は各館で行うが、購入決定は本館において週 1 回開催される選定委員会で行われている。市民からのリクエストも選定を補完する機能として応じている

が、コミックは買わない、一過性のものは買わないなど、一定の基準がある。リクエストに応じられなかった市民には、その理由を説明し、類書があればそれを紹介している。

図書館のホームページでは、昆虫館、女性交流サロン、柿衛文庫など書籍をもっているところにリンクできるようにしてある。

本の返却は分室、本館いずれでも可能にしてあり、障害をもっている人のための配送サービスもある。新しいコンピューターシステムが設定された後には、伊丹全体が一つの図書館になるようなネットワークをつくりたいという。

男女共同参画は老若男女、障害の有無、国籍の相違等々を越えた多様性を要求する。新しい図書館システムが多様性の確保に寄与することを願いたい。＜図書館＞

### 【スポーツ施設】

緑ヶ丘体育館におけるスポーツ振興課実施事業については、(株)美津濃・(株)ウェルネスサプライ・(株)日本管財の3社連合の指定管理者に移行されている。保育については、平成20年度は委託料に費用が含まれていたが、平成21年度の再公募時には削られたという。指定管理者は担当課に保育費用の負担の「お願い」をしている。実際には、保育の希望はそれほど多くないが、講座・イベント時には保育案内をつけているとのことである。需要の有無にかかわらず、「必要があれば、保育をします」というメッセージは大切であり、保育を付けることが出来る措置をとるようお願いしたい。

スポーツリーダー養成講習会では、平成17年度に「スポーツとジェンダー」というテーマで、平成20年度には「スポーツと女らしさ男らしさ」と題した講演会を実施した。実際には、講演者を探すこと自体が大変であるという。スポーツについては、「コーチに女性が少なく、組織や団体の幹部にはさらにまれだ。女性を積極的に登用する仕組み作りが必要だろう」（2009/1/26 朝日新聞社説）と指摘されており、スポーツセンターの意欲を活かすことができるよう、担当課においても支援をお願いしたい。＜スポーツ振興課＞

伊丹スポーツセンターは、財団法人伊丹スポーツセンターが運営しており、多様な教室が開催されている。その中で、男女差が大きい教室はソフトラクロス（14人全員女性）、ストリートジャズ、ヒップホップ（女児）、幼児・小学生のサッカー（男児。女児からの問い合わせはあるが、入室には至っていない）である。なぎなたは3世代交流で実施されており、母親と一緒に参加する形で男児の参加も多いという。なぎなたは伊丹市ゆかりのスポーツであり、参加者は小・中学生（24人。3:1で女児の方が多い）、一般：13人（うち男性1人）、シニア：6人（うち男性1人）である。

伊丹スポーツセンターにおける平成20年度の保育付きの教室は5教室であった（平成21年度は6教室に増加）。エアロビクス、テニス、水泳から各々1つを保育付きにし、保育希望者を優先的に受け付けているなど、工夫されている。また、水曜日には、子ども向けの教室と保育付き教室の時間を合わせることで、利用しやすくする等の工夫もなされている（上の子を教室へ、下の子を託児へなど）。保育付き教室は、育児や家庭の問題等で精神的に追い詰められつつある母親の、一次的な受け皿としての効果もあるため、今後とも継続していただきたい。

スポーツは男女の好みの違いや体力差が影響するため、現状では男女の偏りがあること

はやむを得ないが、どのスポーツも男女に開かれていることを子どもに伝えたい。「男女別」という刷り込みをなくすための積極的な工夫をすることが望まれる。実際には、スポーツ教室の案内の写真に、男児だけが行っている小学生サッカー、女児だけが行っているラクロス、ストリートジャズが印刷されている。これを女子サッカーのイラスト、男子のラクロスやストリートジャズのイラストなどに変更、ないしは現行のものにそれらを加えることはできないだろうか。検討をお願いしたい。＜(財)伊丹スポーツセンター＞



## 5. 労働

市職員の男女の垂直的・水平的分離状況は続いているが、男性保育士を積極的に採用するため、伊丹市ホームページに「男性保育士からのメッセージ」が掲載された。育児休業取得者は女性 32 名、男性 0 名であった。男性の育児参画が進むことを願いたい。

スマイル阪神の「調理実習室」で行われた男性料理教室は好評だった。

関係機関と連携した「ポジティブ・アクション推進セミナー」が開催され、41 人が参加した。「女性起業セミナー ここでしか聞けない！女性起業家の“本音トーク”」を 3 回開催、23 名が参加した。

### 5-1 ワーク・ライフ・バランス

#### 【市職員】

平成 19 年 12 月に、厚生労働省より「ワーク・ライフ・バランス憲章」及び「ワーク・ライフ・バランス行動指針」が出されて以来、ワーク・ライフ・バランスという考え方が男女共同参画を進めるためにも注目されてきた。

伊丹市では女性登用を市の方針としており、平成 20 年度には女性の次長 3 名、課長 2 名、副主幹 9 名、主査 11 名を任命した。この結果、市職員の女性比率は以下の表のようになる。

表 5-1 市職員の女性比率（平成 21 年 4 月 1 日現在）

|         | 一般職   | 主査   | 副主幹  | 課長・主幹 | 次長   | 部長  |
|---------|-------|------|------|-------|------|-----|
| 女性（人）   | 609   | 88   | 44   | 24    | 12   | 2   |
| 男性（人）   | 750   | 220  | 89   | 108   | 49   | 28  |
| 計（人）    | 1,359 | 308  | 133  | 132   | 61   | 30  |
| 女性比率（%） | 44.8  | 28.6 | 33.1 | 18.1  | 19.7 | 6.7 |

管理職に昇任するためには、管理職試験を受験・合格する必要があるが、試験対象者を所属部長に通知し、女性に受験を奨励したところ受験者数が増加したという。女性の受験者は平成 18 年度は 5 名、19 年度は 11 名、20 年度は 10 名であった。

一般に、管理職に就くと責任が重くなり、残業等の職務時間も長くなることが多い。そのため、女性は家庭と職業の両立が難しくなり、管理職になることを好まない人が多数いた。今日では、昇進意欲をもつ女性が増えていると思われるが、他方では男女とも管理職に就くことより、別の価値（人生）を選択したいという人も増えている。

人事課ではキャリアデザイン研修を行い、自分のキャリアプランを考えるなかで管理職への道を意識させたいとしている。しかし、伊丹市男女共同参画計画の施策内容は「ポジティブアクションを行い、女性職員の管理職への登用を積極的に推進する」とされている。キャリアデザイン研修自体は必要と考えるが、それはポジティブアクションではない。む

しろ、上記したワーク・ライフ・バランスを実現するための措置と思われる。すでに設定されている男女共同参画計画について、どのような具体策をとるべきか、次年度にはポジティブアクションを具体化していただきたい。ちなみに、2009年8月に出された国連の女性差別撤廃委員会が日本政府に向けた「最終見解」では、「積極的是正措置」（ポジティブアクション）が取られていないことに「遺憾をもって留意する」とされている。伊丹市においても、是非に具体化していただきたい。

上記したように、一般には、女性は管理職になることをためらいがちであるが、そのような場合には、よき相談相手を得ることも大切である。伊丹市ではメンター制度を設置しているが、本年度も相談者がいなかった。人事課ではキャリアデザイン研修で考える機会がある、と解釈しているようであるが、相談者がいないことが何を意味しているのか、さらに分析していただきたい。制度設計の問題であるのか否かを、明確にする必要がある。

職場の男女共同参画は、男女の垂直的・水平的分離状況を是正することから始まる（上記した国連女性差別撤廃委員会においても指摘されている）。

伊丹市の職員配置（水平的分離）は技術職（土木）以外はほぼ平等になっている。技術職員の採用は女性の応募者自体が少数のため、実現できていない。平成20年度では、土木、機械、電気は女性の応募者がゼロであった。建築は応募者10名中、3名が女性であった。このような事態を打開するため、オンブードは採用に関わってのポジティブアクションを求めたが、公務員の場合は適用ができないなど制約されていることが分かった。そうであるならば、別の措置、たとえば伊丹市は女性にとっても働きやすいと思われるようなメッセージを出すなどの方策を検討していただきたい。

この点に関係して、保育士の場合は男性保育士の積極的採用が、保育の現場から求められていることを付け加えておきたい。男性に対するポジティブアクションは認められていないため、募集要項に反映させることはできないが、伊丹市ホームページに「男性保育士からのメッセージ」が掲載された（詳細は2-2保育所の項を参照のこと）。人事課の積極的な対応を評価したい。＜人事課＞

### 【子育て応援】

少子化が進行する中、男性の育児休業取得率を増加させることが求められている。伊丹市の平成20年度育児休業取得者は女性32名、男性0名であった。すでに平成17年に、「伊丹市職員子育て応援プログラム」が設定されており、この中で、育児休業取得率を平成21年までに男性職員5%、女性職員100%を目標とすることも述べられている。男性職員についてはこの目標は達成されておらず、現状は約1%である。

平成21年4月1日からは、出産補助休暇が5日間となり、職員用の広報で周知しているという。男性の育児参加は夫婦や家族のワーク・ライフ・バランスにも関係する。積極的に対応していただきたい。平成21年度には、育児短時間勤務制度も新たに導入され、育児休業のように完全に職場を離れることなく、多様な方法で子育てと職業の両立をめざすことができるようになった。育児短時間勤務制度は男性も取得しやすいと思われる。これを契機に男性の育児参画が進むことを願いたい。

なお、改正育児休業法に基づき、平成22年4月には伊丹市の次世代育成支援行動計画を公表することが求められており、目下、準備中という。男性の育児参画なしには少子化

傾向は押さえられないであろうし、またワーク・ライフ・バランスの実現も難しい。職場をあげて改善に取り組んでいただきたい。＜人材育成室(人事課)＞

## 5-2 農業

### 【農業従事女性への支援】

農家における男女共同参画社会の実現に向け、中核農家における農業経営での女性の役割と責任分担等を明確にするため家族間での話し合い「家族経営協定」を締結することが奨められているが、この10年間、新たな締結には至っておらず、今、伊丹市の農家では4家族にとどまっている。女性の農業労働、家事労働を適正に評価するためにも「家族経営協定」を効果的に活用したいものである。

また、今年は「農家女性の就業条件の実態等に関するアンケート調査」が実施される（前回平成10年に実施された）。十年来要望し続けていたことであり嬉しい限りである。農家で働く女性の労働条件の実態を把握し、今後の施策推進に生かしてほしいものである。

＜農政課＞

### 【女性グループへの活動支援】

農家女性グループ「JA兵庫六甲農産物加工グループあゆみ」が平成18年に設立され、伊丹産のイチジクを使った無添加の手作りジャムを生産してきたが、昨年から阪神間の都市農業の振興拠点として卸売市場内に新設された農産物直売所「スマイル阪神」の「加工研修室」を拠点として「ジャム」の他に「漬物」「ゆずみそ」「赤飯」など地域の農産物を使った加工品を製造し、対面販売している。今後は新たな加工品の試作、製造も期待されている。

また、直売所に隣接する「調理実習室」では地場農産物を使った料理講習会や試食会などのさまざまな催しが開催されている。男性料理教室も好評だったと聞いている。継続してもらいたい。＜農政課＞

## 5-3 就労支援

### 【労働関係法の周知・労働相談・実態調査】

「男女雇用機会均等法」では事業主に対して募集・採用・配置・昇進・教育訓練・定年・退職・解雇などにおける女性に対する差別の禁止や、妊娠中及び出産後の女性労働者に対する健康管理の措置、ポジティブ・アクション（積極的改善措置）の奨励、セクシュアル・ハラスメントに関する雇用管理上の配慮を定めている。これらのことを関係機関と連携し、事業主・労働者双方へ周知啓発を行い、雇用の場の男女共同参画を推進することは大切である。

伊丹経営者協会、伊丹地区雇用対策協議会、21世紀職業財団など関係機関と連携し、「ポジティブ・アクション推進セミナー」を平成20年度は10月2日に実施し、41人が参加、「今求められる気づきの風土づくり～ポジティブ・アクションで職場は変わる～」の講演会と事例発表として企業の女性活躍推進課長さんからの「ポジティブ・アクション

|          |       |        |           |      |      |      |
|----------|-------|--------|-----------|------|------|------|
| 1.男女共同参画 | 2.子育て | 3.学校教育 | 4.生涯教育・学習 | 5.労働 | 6.福祉 | 7.地域 |
|----------|-------|--------|-----------|------|------|------|

当社の取り組み」と題する報告がされた。

また、「厳しい経済情勢下での雇用・労務管理セミナー」が平成 21 年 2 月 3 日に実施され、企業の労務管理者など 100 人が参加した。

労働相談は毎週 2 回実施しているが、平成 20 年度の相談件数は年間 45 件であった。PR にも工夫を凝らし利用者増を図ってほしい。

特筆すべきは、平成 21 年度に実施予定の「工業実態等訪問調査事業」の一環として、男女共同参画の取り組みについての実態調査を実施するということである。今回は工業に限定された事業所だが、順次商業その他の事業所へも拡大したいとのこと。担当課の積極的な取り組みを評価したい。＜商工労働課＞

#### 【産業・情報センター】

伊丹市の産業振興と地域情報化の拠点施設である産業・情報センターでは、女性の就労・再就職を支援する講座や、女性の起業を促進する講座も実施している。平成 20 年 6 月に実施された「女性起業セミナー ここでは聞けない！女性起業家の“本音トーク”」は全 3 回にわたり 3 名の女性起業家から体験談を学んだ。参加者は 23 人であった。

また、一時保育つきで「女性のための再就職支援セミナー」が平成 20 年 4 月 16 日に、「第 7 回再就職準備セミナー」は平成 20 年 10 月 1 日に実施され、参加者はいずれも 16 人であった。

これからも一時保育がついた講座や女性の再就職・起業を支援する講座が活発に実施され、多くの市民に利用されることを期待したい。＜商工労働課＞

## 6. 福祉

団塊の世代が続々退職期を迎え、男性の意識改革を図る取り組みが必要である。平成 20 年度の高齢者虐待の通報件数は 38 件であり、家庭内の虐待の加害者の大部分は男性である。伊丹市社会福祉協議会の主催で「男性介護者のつどい」が 4 回開催され、その参加者が中心となって「男性介護者の会」が結成された。平成 21 年 3 月に策定された伊丹市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(第 4 期)では「男性介護者にも配慮した支援のあり方を検討します。」と明記された。市営住宅の母子・父子優先枠を新たに確保することは難しい状況にある。

### 6-1 地域福祉

#### 【地域福祉】

平成 15 年 3 月に策定された「伊丹市地域福祉計画」の基本理念としては、「すべての市民が住み慣れた地域の中で、人として尊厳を持ち、いきいきとそれぞれの個性を發揮しながらともに支え合うことで、自主・自立した生活が送れるような社会」となっている。この「すべての市民」を「男女が対等の存在として」と読み替えると「男女共同参画計画」の基本理念と見事に一致する。これは当然のことであり、地域福祉施策は男女共同参画の視点抜きでは成立しない。家事、育児、介護は女性の仕事といった固定的な間違った役割分担意識を打破しなければ豊かな地域福祉など実現しない。今年度は現行計画策定から 6 年が経過し、第 5 次総合計画の策定に合わせて見直し作業が進められている。改定にあたっては「男女共同参画の視点」が明記されるよう強く要望したい。

#### ①民生委員・児童委員

伊丹市の民生委員・児童委員は平成 21 年 4 月 1 日現在で定数、実数とも 254 名であり、性別では男性 59 名、女性 195 名となっている。

少子高齢化や核家族化が進む中、民生委員・児童委員は、地域福祉の担い手としてその役割と仕事量は、以前の「名誉職」と言われていた時代とは比較にならないほど増大している。その上無報酬のボランティアとあって、近年なり手不足は深刻な状況である。

民生委員・児童委員の資質のさらなる向上と、職務に必要な知識及び情報を提供するための研修は欠かせない。全員を対象とした研修も毎月 1 回以上開催されているが、男女共同参画に関する研修はなかったようである。

こんにちは赤ちゃん事業など民生委員・児童委員が子育て家庭を訪問することもあるので、男女共同参画に関する研修の実施を強く要望したい。

## ②地域福祉ネット会議

地域には子どもから高齢者、しょうがい者、いろいろな住民が住み、誰もが住みなれた地域でいきいきとそれぞれの個性を発揮しながら生活することを望んでいる。

「地域福祉ネット会議」は、当事者の視点に立ち、地域（小学校区）内の住民、当事者、関係団体、専門機関等、福祉に関係する広範な参加のもと、互いの連携と現状の点検・改善、今後ますます増大する福祉課題の発見、そして解決に向けて取り組むための話し合いを行う会議であり、平成 20 年度末で 9 小学校区に設置されている。また地域福祉ネット会議を通じて住民相互の助け合い体制（地域ボランティアセンター）が設置され、ちょっとしたお困りごとを地域のボランティアがお手伝いする制度が広がっている。お困りごとの内容としては、買い物、薬とり、ゴミ出し、庭の草引き、電球交換、お話し相手などとなっている。住民相互の「支え合い」の輪が全市域に広がることを期待する。

＜地域福祉課＞

### 【社会福祉協議会】

#### ①ほのぼのネットワーク

近隣共助の精神のもと、近隣住民（見守り員）の協力を得ながら、地域で援助が必要な高齢者、障害者等に対して日常的な見守りを行う活動である。また、これらの人の日常生活に変化があった時は、声かけとともに民生委員・児童委員と連携し、専門的な福祉サービスにつなげていく。この日常的な見守り活動が地域での助け合いの輪（ネットワーク）を広げている。平成 20 年度の利用者は 3,052 人で、見守り員は 2,888 人、延べ人員は 5,292 人となっている。

#### ②緊急通報システム（命のペンダント）

ひとり暮らしの高齢者や障害者が緊急時に命のペンダントのボタンを押すと、あらかじめ緊急対応や日常的な見守りを依頼している近隣協力員（利用者に対して協力員 3 人）に連結され、救助が求められるシステムである。また利用者の安否確認とペンダントの作動テストを兼ねた友愛電話訪問を毎月 1 回実施している。平成 20 年度の設置数は 868 台、近隣協力員は 2,189 人となっている。

#### ③ボランティア・市民活動センター

平成 20 年度末のボランティア登録は個人が 262 人、グループが 111 グループの 1,854 人、合計 111 グループ、2,116 人となっている。ボランティアの派遣状況は派遣件数 4,425 件、延べ人員は 10,347 人となっている。

平成 21 年 3 月 25 日、中央公民館において「お父さんの生きがい探し応援セミナー」が開催され、約 120 人の参加があった。対象は、主に団塊世代でこれまで地域活動やボランティアには関わりがなかった人や、関心はあるが実際活動に結びつかなかった人であり、活動グループとの交流の中から活動の楽しさややりがいを感じてもらい、活動を始めるき

っかけ作りとすることを目的としたものである。

地域活動やボランティアという女性の仕事のような意識がまだまだ残っており、団塊の世代が続々退職期を迎え社会に出る中で、男性の意識改革を図る取り組みが必要である。

＜伊丹市社会福祉協議会＞

## 6-2 健康

### 【女性の健康】

健診や保健事業に、仕事をしている女性や乳幼児・介護者を抱える女性が参加しやすいように、

- ・平日午前だけでなく、午後や土日にも行っている。
- ・30代の健診時は子ども連れも多いため、ベビーカーを押して回れるように工夫している
- ・保育ボランティア2人をつけている
  - ・・・採血など手の必要なところで子どもを見てくれる。

などを行っている。

健診参加を地域のつながりを作るきっかけにしてほしいので、ボランティアの存在を大きくPRはしていないが、困った場合は事前に問い合わせ・相談をすればよいとのことである。＜健康福祉課＞

### 【性教育】

「愛情表現として、SEX以外の表現方法があるということを教えない」

「SEXは女性にリスクや大きなダメージを与える。その女性を本当に愛しているのなら我慢するもの。それをきちんと教えるべき」

中・高・大学生など、未婚カップルが衝動に身を任せた結果起きた悲劇を数多く現場で対処している病院ならではの重たい言葉であると受け止めた。自分の衝動が女性をどれくらい傷つけることかを教えること、また、女性は自分の身を守るためにNOと言って良いということ教えるのは大切なことである。性感染症やDV（とくに最近多いデートDV）についても啓発が必要である。

説得力のある専門家の言葉として、引き続き多くの中高生とその保護者に聞かせていてほしい。病院内のことだけで非常に忙しいとは思いますが、講座依頼を待つだけでなく、積極的に出ていくことは無理であろうか？ 教育委員会や学校現場も中高生の性教育を行う時、有用な人材のいる市立伊丹病院とタイアップすることをぜひ考えてほしい。

伊丹市は「受け継がれる命」として性の前向きな面を教えているが、それだけでは、未成年の遊び感覚の性行為まん延を防止することは難しいのではないだろうか。もう一歩踏

み込んで、命をはぐくむ行為であるからこそ、両刃の剣であること。つまり、安易な気持ちや遊びで性行為をするとどのようなデメリットがあるかもしっかりと教えていっていただきたい。〈市立伊丹病院〉〈保健体育課〉

### 【市立伊丹病院の職員の育成・職場環境について】

平成 21 年 5 月の新型インフルエンザ発生時に保育施設・学校等が一斉閉鎖になった時、市立伊丹病院内敷地にある「みどり保育園」について、院内保育所としては閉めずに病院職員の子どもを受け入れる判断をしたことを大きく評価したい。職員の専門家としての育成に力を入れていることは、魅力ある職場作り、ひいては高い能力の職員の確保、市民の健康を守る使命の実現に大きく寄与していると考えます。

「みどり保育園」そのものは昨年度から一般市民の利用に開放されているが、閉鎖すれば市民の治療・看護に必要な職員の確保をおびやかす可能性もある。難しい判断であったと思うが、「市立伊丹病院は市民の命を守る場である」との立場での判断に市民として安心と信頼を感じる。

また、職場への影響も大きかったようである。看護師は、自身を向上させ、かつ力を発揮できる職場を求める傾向が大きい。ゆえに他の職種に比べて職場を選択する気持ちが強く、魅力ある職場に能力ある看護師が集まる。今回の件で「大変な時に自分たちが看護の仕事に専念できるようにバックアップしてくれる病院であることを実感した」「ここなら安心して仕事をやっていけると感じた」という生の声が上がってきた。

市立伊丹病院が職場での専門領域の研修・スキルアップの機会提供など、職員の教育にも力を入れていることも職員や採用受験者から聞こえてくる。職員に対して魅力ある職場となれば、能力の高い職員が集まり、結果市民がより安心して医療を受けることができる。

「子どもを持つ女性も男性もが安心して働ける職場作り」「女性も男性もスキルアップできる職場作り、実力を発揮できる職場作り」という男女共同参画の視点が、「市民が安心して医療を受けることができる」という現実につながっている事例を見ることができた。

看護師約 340 人(うち男性 3 人)

平均勤務年数 12.7 年。病院のホームページなどで自ら定着率がいいと書いている他市の病院でも平均勤務率は 7～10 年が多い。 〈市立伊丹病院〉

### 【市立伊丹病院の職員採用】

男性看護師や女性放射線技師など、努力はしているがなかなか増えない。女性消防士、男性保育士と同じで、積極的に採用する意思があることを表明する方法を検討してはどうか。その意思表示は、極端に片方の性が少ないときは、法に触れることはない。また、採用の意思があると表明することで、良い人材が集まってくる 2 次効果もある。

(2-2 保育所の「男性保育士」の項を参照)

〈市立伊丹病院〉



### 【女性の生涯にわたる健康支援】

30代健診時に骨密度測定をし、表を渡して説明をする。

現時点の状態のみでなく将来的な見通しも含め、ホルモン・更年期の話をする。特に女性は更年期以降の注意が必要なためである。

母子健康手帳を渡す届け出の対応の中で、出産に向けて不安定な要素がある方は声をかけて、相談などを行っている。＜健康福祉課＞

### 【課内研修】

健康福祉課では、人権教育室にある視聴覚ビデオを用いて研修を行った。平成21年度7月はパワーハラスメントがテーマであった。

職員は、常勤の24人中19人が正規職である。内訳は事務4人（課長含む）、保健師11人、栄養士3人、看護師1人となっている。＜健康福祉課＞

## 6-3 高齢者・介護

### 【高年福祉】

#### ①高齢者虐待防止

地域包括支援センターの調べでは、平成20年度の高齢者虐待の通報件数は38件であり、事実確認の結果、虐待を受けたと思われると判断した事例は19件、虐待のおそれがある事例は19件であった。前年度よりも増加している。また、被害者の8割は女性である。

虐待の種別では殴るなど身体的虐待が最も多く、次いで食事を与えないなどの介護放棄（ネグレクト）や暴言で侮辱するなどの心理的虐待となっている。また、家庭内の虐待の大半は息子によるものであって、次いで夫と続き、加害者の大部分は男性介護者であった。

#### ②高齢者実態調査の実施

ひとり暮らし高齢者や要援護高齢者の実態を把握するため、民生委員児童委員連合会の協力を得て高齢者実態調査を実施した。平成20年度のひとり暮らし高齢者数は3,792人で、その内訳は男性20%、女性80%であった。また要援護高齢者は458人で、男性46%、女性54%であった。

#### ③当事者会（家族会）の支援

平成20年10月17日から4回にわたり、伊丹市社会福祉協議会の主催で「男性介護者のつどい」が開催され、その後参加者が中心となって「男性介護者の会」が結成された。毎月第1金曜日の午後、いきいきプラザを会場に、男性ならではの介護の悩みや想いを語り合っている。

平成 21 年 3 月に策定された伊丹市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第 4 期）では「第 7 章 認知症高齢者と家族介護者への支援」の中で、「家族介護者の負担を軽減することができるよう、各種支援策や家族介護者同士の交流等を促進します。また、その際には、社会福祉協議会と連携して、男性介護者にも配慮した支援のあり方を検討します。」と明記されている。画期的なことで高く評価したい。

介護者の 4 人に 1 人が男性介護者であり、その孤立感の解消や虐待防止につながるだけでなく、介護を通じて、性的役割分業の考えにとらわれて生きてきた中高年男性の生き方を男女共同参画の視点から見つめ直す機会になると確信する。

#### ④伊丹市シルバー人材センター

健康で働く意欲のある概ね 60 歳以上の市民であれば誰もが参加出来る公益法人であり、地域社会の日常生活に密着した臨時的・短期的な業務を提供する社団法人である。センターは就業を通じて追加的な収入を得たいという願いに応えるだけでなく、高齢者自らの健康・生きがいの充実や社会参加をすすめる活力あるまちづくりに寄与することを目的としている。平成 21 年 3 月末現在の会員数は 2,612 人（男性 1,654 人、女性 958 人）であり、平均年齢は 69.5 歳（男性 70.0 歳、女性 68.6 歳）、ちなみに最高齢は男性 91 歳、女性 91 歳である。

センターの昨年度の年間契約件数は 12,201 件、契約金額は 12 億 2186 万円、就業人数 1,930 人、延べ人数 252,293 人となっている。仕事の種類としては街路樹の剪定、植木の手入れ、公園の清掃・除草等、多岐にわたっている。従前、シルバー人材センターは男性が働く場とのイメージがあったが、最近では女性の新規入会者も増大しており、センターでは、子育て、介護をはじめ新規事業の開拓にも積極的に取り組んでいる。平成 20 年度の新規事業はみどり保育園の開園と、伊丹スカイパークと西中学校の売店であった。

#### ⑤老人クラブ

市内の老人クラブは平成 21 年 4 月 1 日現在、172 クラブ、会員数 10,037 人（男性 3,880 人、女性 6,157 人）である。

伊丹市老人クラブ連合会は、声かけ運動を基本とした友愛活動、地域の一斉清掃、子どもの見守りなどのボランティア活動、文化活動発表会、シルバー文化作品展、ゲートボール・グランドゴルフ等のスポーツ大会、ハイキング、バスツアー、各種研修会と実に多彩な事業を展開しているが、会員の減少に歯止めがかからず、年齢別構成を見ても 80 歳以上が 32.6%であり、60 歳代が 21.5%と高齢化が進んでいる。

女性会員や若手会員の意見も積極的に取り上げ、組織の活性化をはかり、団塊の世代にも加入してもらえる組織にしてもらいたい。ちなみに 172 クラブの内、女性会長は 21 人（12%）である。＜高年福祉課＞

## 【介護保険】

### ①職員研修

国・県主催による研修会に積極的に参加している。また市内で活動するケアマネジャーで組織された連絡会と市が共同して、例会・研修会とともに市民を対象とした研修会も開催している。

### ②介護相談員派遣事業

介護サービス利用者の声を的確に把握するため、専門の介護相談員を 20 人配置し、定期的に市内事業所、施設に派遣して利用者の相談にあたっている。利用者の虐待防止をはじめ、権利擁護にもつながる制度であり、人員増と資質の向上を期待したい。

### ③介護休業制度の周知

伊丹市男女共同参画計画では「介護保険制度や介護休業制度について周知するとともに、仕事と介護の両立について情報提供を行い、男女が共に介護を担うよう啓発する」と記されており、広報伊丹等での報告の際などに実施してもらいたい。

### ④市町村特別給付事業

#### ア 認知症高齢者見守り等サービス

認定のある在宅の認知症高齢者に対し介護給付の対象とならない見守り、話し相手、散歩などの介助を訪問介護事業所が行うことで家族介護者の負担を軽減する目的で新設された。

#### イ 要支援者への通院介助サービス

在宅の介護予防訪問介護（要支援 1・2）を利用している人で、通院介助が必要な場合に訪問介護事業所が行ったサービスに対して利用者負担の助成を行う制度で軽度者の健康を維持し、在宅生活の継続を支援する目的で新設された。

これらの制度はいずれも伊丹市の独自サービスとして平成 21 年度からの新たな施策として実施されている。大いに評価するとともに、今後も家族介護者への支援策を期待したい。

＜介護保険課＞

## 6-4 障害福祉

### 【障害福祉】

障害福祉の分野に関しては、男女共同参画計画の中で「家族介護者の性別や年齢層など、実態の把握に努め、計画の見直しにあたっては介護への男女共同参画の視点を盛り込む」と記されている。

平成 21 年 3 月に策定された伊丹市障害福祉計画（第 2 期）では、＜伊丹市の地域生活へ

の移行支援に関する考え方>の項のなかで「また、しょうがいのある人は、日常生活のさまざまな場面で家族やヘルパー、生活支援員等の介助を必要とする場合があります。しょうがいのある人が希望する介助を制約なく受けられるよう、『女性・男性を問わず』地域においてより多くの人が介助に関わることができる環境づくりに努めます。」と明記された。評価したい。

平成 19 年 4 月、しょうがい者の相談支援、就労支援の拠点として「伊丹市地域生活支援センター」がいきいきプラザ内に新設された。

### ①相談支援

平成 20 年度の相談件数は 1,076 件で、相談対象区分では身体しょうがい者 266 件、知的しょうがい者 480 件、精神しょうがい者 194 件、その他となっている。相談内容としては就労に関することが最も多い。

### ②障害者就労支援

しょうがいのある人が生きがいを持って自立した生活ができるよう、一般就労に向けた相談支援が行われた。相談件数としては身体しょうがい者 174 件、知的しょうがい者 408 件、精神しょうがい者 166 件、その他となっている。相談内容としては、求職関係が最も多かった。

平成 19 年 7 月から 21 年 3 までの間、市は就労体験として 1 ヶ月間市役所で実際に働いてもらい、一般就労を促進する目的で「障害者庁内就労体験試行事業」を実施した。任用形態は市臨時職員とし、累計 35 人の内 6 人は一般就労を継続している。

### ③求職・就職者数

求職者の登録制度を設け、63 人の登録者があった。内一般就労に至ったものは 26 人であった。登録者の内訳は身体しょうがい者 8 人、知的しょうがい者 28 人、精神しょうがい者 20 人、その他 7 人である。

<障害福祉課>

## 6-5 ひとり親家庭への支援

### 【伊丹市婦人共励会】

伊丹市婦人共励会は、母子家庭及び、寡婦の福祉の増進を図ることを目的とした厚生労働省所管の特例民法法人の地方組織として昭和 25 年に設立された。戦争の直後の混乱期に戦争未亡人の方達で組織された全国的な組織である。現在会員数は寡婦 100 人、母子 50 人で、伊丹市立地域福祉総合センター（いきいきプラザ）内に事務局を置いている。

|          |       |        |           |      |      |      |
|----------|-------|--------|-----------|------|------|------|
| 1.男女共同参画 | 2.子育て | 3.学校教育 | 4.生涯教育・学習 | 5.労働 | 6.福祉 | 7.地域 |
|----------|-------|--------|-----------|------|------|------|

母子家庭、父子家庭の子育て支援、生活相談、市立伊丹病院の食堂経営（平成 20 年 4 月開店）、市内中学校や西猪名公園の売店経営などが事業の主なものである。会員の研修はもとより、会員相互のふれあいの場づくりにバスツアー、クリスマスの集い、カラオケ教室、編み物教室など各種行事を開催している。

また、父子家庭にも行事の参加を募っているようであるが、希望者はほとんどいないとのことである。＜地域福祉課＞

### 【市営住宅】

伊丹市の市営住宅は、1,933 戸(平成 20 年度末)で、平成 20 年度は計 85 戸の空家募集があり、その内の母子・父子優先枠は 9 世帯分であった。

母子・父子向け住宅はそれぞれの市営住宅の中に一定戸数確保されている。その問題点としては未成年の子どもと共に優先枠で入居しても、その後子どもが独立したり、母親自身も再婚した後も住み続けるケースも多く、新たな母子・父子優先枠が確保されにくい。

しかし、母子・父子世帯にとって生活の基本は安定した住宅の確保である。優先枠の拡大に努めていただきたい。

また、DV被害者に対しては、裁判所からの保護命令があれば緊急避難措置として随時入居も可能とのこと。平成 20 年度は相談依頼はなかったが、平成 21 年 6 月には伊丹市DV対策基本計画も策定されたことでもあり、関係部局との連携のもと、適切な対応をお願いしたい。＜住宅課＞

## 7. 地域

地域の人材に対する啓発や人材育成は、成果が出るまでに時間がかかるものもあるが、地道であっても確実に努力を続けてほしい。必ず成果につながる。

防災・消防・広報のように市がどんどん行動できるものもある。地域環境が変わることは直接的な効果とともに、自然に広くその意識が浸透していく効果もある。一過性にならないよう継続的に行動していくことが望まれる。

### 7-1 まちづくり

#### 【まちづくり出前講座】

男女共同参画に関する出前講座は平成 18 年度 1 件、平成 19 年度 0 件、平成 20 年度 0 件である。「要望を待つだけでなく、担当課が危機意識を持って仕掛けをするべきではないだろうか」「講座担当課独自のチラシで出前講座の PR をしている健康福祉課のような例も参考にしてほしい」と、昨年度のオンブード報告に厳しい言葉が載っているが、平成 20 年度に反映されていない事は大変残念である。

◇男女共同参画課の出前講座のテーマは以下の 2 件

- ・「男女共同参画社会」って何だろう？～男女（ひとりひとり）が共に輝くまちづくり～
- ・「許さないDV」～夫・恋人からの暴力（DV）をなくすために～

例えば消費生活センターでは、高齢者用の講座を準備し、老人会などのターゲット層に積極的に PR を行った。その結果出前講座は前年度の 3 倍の 36 回になっている。消費生活センターのテーマは具体的で身近なので、男女共同参画課とは違うかもしれない。が、そうであるなら具体的で身近に感じるテーマ設定をし、ターゲットに積極的 PR をするにはどうしたらいいか、そこに知恵を使ってみてはどうだろうか。

工夫の方法としては、2-4 病院・母子健康【イベント周知、参加率向上のために】の項も参考にされたい。

また、まちづくり課においても、「講座を設けている」「広報伊丹で 4 月に PR した」「PR 努力は各課がするはずだから」で終わらずに、利用率の低い講座、必要性の高い講座に対しては、指導・アドバイス・協力をを行い出前講座が活発に市民に利用されるように努力をしてほしい。それは出前講座をまとめている同課の仕事であろう。

ヒアリングでは、まちづくり課の工夫として、昨年度より 5 月に自治会に対してまちづくり講座のパンフレットの回覧を行ったり、今年度からは、出前講座の実施担当課にパンフレット付置の依頼を行っている。

しかし、まだ出前講座そのものを知らない市民も多い。市のホームページを見ても、伊丹市には「まちづくり課」という課があり、そこに「出前講座」という名の講座があるは

|          |       |        |           |      |      |      |
|----------|-------|--------|-----------|------|------|------|
| 1.男女共同参画 | 2.子育て | 3.学校教育 | 4.生涯教育・学習 | 5.労働 | 6.福祉 | 7.地域 |
|----------|-------|--------|-----------|------|------|------|

ずだと確信して探さないと見つからない。つまり一般市民にはほぼ見つからないような深い階層に掲載されている。

また、広報いたみやホームページへの掲載だけで終わらずに、PTAや自治会の団体役員など、講座を企画する人達に企画しそうなタイミングで情報を渡すことや、その団体にあつていそうな講座や、社会の動きの中で市が積極的に啓発したい内容の講座をアドバイスするなどもう一歩進んだ行動を期待する。

出前講座全体では、平成 20 年度の講座のテーマは 100 件で、講座申し込み数は 223 件(参加者 9,236 人)であった。平成 18 年度 200 件(参加者 8,211 人)、平成 19 年度 201 件(参加者 8,600 人)と、順調に伸びている。 <まちづくり課><男女共同参画課>

### 【自治会】

215 自治会のうち 34 名が女性自治会長であり、その中で新任 99 名のうち 18 名が女性であった。女性会長は平成 18 年度 38 人、平成 19 年度 35 人と、わずかだが減少傾向である。平成 18 年度オンブード報告書にある、「行政側から『女性を選ぶように』とは言えない」にしても、女性の活躍を広げる言葉がけを機会ごとに行う積極性は必要ではないだろうか、との提案はどう生かされているのだろうか。

また、自治会長はその地域のリーダー的存在である。地域の市民に大きな影響力も持つ。だからこそ、平成 18 年度報告書にもあるように自治会長への男女共同参画研修の必要性があるということを改めて書きたい。 <まちづくり課>

## 7-2 環境、消費生活

### 【生活環境】

保健衛生推進連合会は各自治会から 1 名ずつ選出された保健衛生推進委員からなる。女性の数は、平成 21 年度全委員 209 名中 108 名、平成 20 年度は 207 名中 100 名、平成 19 年度は 209 名中 100 名と、男女共同参画の視点にあつた構成となっている。1 年任期で半数が変わるが、性別の割合はほとんど変化がないとのことである。三役では会長は男性、副会長 3 名中 1 名が女性、会計 1 名中 1 名が女性。2 年任期なので平成 21 年度も変わらないと思われる。

リサイクル・フェアは平成 20 年度については 10 月 25 日にスワンホールで開催され、約 4,000 名が参加し、地球にやさしい行動やリサイクル品への理解を深めた。その実行委員はすべて女性である。委員の出身団体が保健衛生推進連合会女性部会、消費者団体連絡協議会、連合婦人会であることも大きな理由だと思われる。担当課としては、平成 21 年度委員は既に決定しているため、平成 22 年度の委員選定時に「男性も」と申し入れをし、リサイクル・フェアに男性の視点を入れていきたいと、男性参加への工夫に前向きな考えであるので、その成果を期待したい。 <生活環境課>

## 【環境保全】

伊丹市環境マネジメントシステムへの市民監査員として、男性 8 名、女性 8 名を選任した。男女共同参画の視点にあった比率となっている。

監査員は 1 年任期で再任有り。広報紙で公募するとともに環境ネットワークにもお願いしている。公募の市民委員の他に、環境保全協定締結事業所（ISO 取得）にも監査員になってもらっており、市民監査員、事業者、他都市の職員（相互監査員）および市職員の四者で監査している。

監査員の研修は、監査の仕方等に関することがほとんどである。これは当然のことであろう。しかし本計画での施策内容は「男女共同参画の視点が定着するよう、団体のリーダーや会員に情報提供や研修を行う」であるので、その内容についても充実することを望む。

兵庫県地球温暖化対策活動推進員はグループで温暖化対策について PR、啓発活動を実施する人で、県・市と協力して PR や環境教育を行っている。

平成 20 年度には男性 7 名、女性 1 名が公募に応えた（平成 19 年度委嘱：任期 2 年）。平成 21 年度は、前年度からの継続の人が多く、男性のみ 8 名が応募し、女性の応募者はゼロであった。うち、1 名は平成 20 年度に協力員をしていた人が推進委員に応募している。

一般にゴミ、リサイクルは女性、地球環境は男性というイメージができてしまっているようである。これはなんとかならないであろうか。地域のネットワークを使ったり、イメージを変える情報発信をするなど工夫をしていくことを期待する。＜環境保全課＞

## 【消費生活】

現代生活学講座（全 5 回）では、参加者 21～58 名中 男性は 0～4 名であった。男性の割合は平均 7%、最高で 14% である。以前は女性ばかりであったので、男性が増えてきた印象である。時事講座では「遺言と最近の葬儀事情」で男性が約 19% と多かった。テーマを工夫することで男性参加が増えることが分かったので、平成 21 年度はより工夫を行っている。成果が楽しみである。

また、リサイクル手芸教室では、50 名中 2 名の男性参加があった。すばらしいことである。入りやすい雰囲気作り、声かけなど工夫をした効果であろう。例えば手芸教室の講師を男性にお願いするといったような工夫もこれから続けてほしい。

団体への男女共同参画の研修・啓発は、チラシを回している程度である。特に市内諸団体のリーダーには男女共同参画の研修が必要であり施策にも入っているので、これはぜひ実行してほしい。

＜消費生活センター＞

## 7-3 防災、防犯

### 【防災】

国の第 2 次男女共同参画計画には「防災」が加えられ、阪神・淡路大震災の経験は日本



各地に影響を与えている。男女共同参画と防災は二つの点で関係が深い。一つは、備蓄品目についてである。伊丹市では地域防災計画に基づき備蓄品の整備を行ってきたが、平成20年に哺乳ビン150個が備蓄され、粉ミルク、水等と合わせて乳児への対応が可能になった。他には、「トイレ系」についてはオムツ、生理用品が整備された。「食べ物系」では、想定避難者15,000名に対し、45,000食のアルファ化米、ソフトパン等を備蓄し、さらには、関西スーパー、イオン等と協定を締結して確保できるようになっているが、食料が届くまでの間は市民各自が整備するよう広報伊丹で年2回広報されている。

二つ目は「近所付き合い」や「地域づくり」に関係したことがらである。男性は地域に根付いた生活をしていない場合が多く、高齢期に至っても必ずしも地域と関わって生活しているわけではない。その場合、以下のような制度と方策があっても、実際に地域で「助け・助けられる」関係をつくっていないならば、せっかくの制度を活用できないことになりかねない。

伊丹市は平成20年度初めより高齢者や障害者等を災害時要援護者として、災害発生時の救助に役立てるため、地図に記入し準備をしている。また、地域住民には平成19年度より始まった災害時要援護者避難支援制度により、要援護者には支援員2名を付けることになっている。

要援護者は地域の一人暮らしの高齢者を始め、災害発生時に一人で避難する事が困難であると思われる方であり、この制度登録者についても地図上に記入してあるという。災害時にはこの地図を行政だけでなく自治会や自主防災会の人にも公開し、救助活動に利用してもらう。現在この制度は小学校区単位での立ち上げを進めているが、難しい場合には自治会単位で立ち上げている例もあるという。

以上の災害時援護を受けるためには、要援護者として認定されなければならないが、原則として自ら申告し、また、2名の支援者を見つける必要がある。実際には、自治会や民生委員等に協力してもらって見つけるとか、「寝たきり」の人には3、4人の支援者をつけるという例もあるという（平成21年7月現在で、431人が「要援護者」として登録）。危機管理室では、小学校区や自治会単位での説明会やまちづくり課の出前講座を利用して同制度を宣伝し（平成20年度には自治会より5件の出前講座の依頼があった）、災害時要援護者避難支援制度が立ち上がっていない小学校区には引き続き説明に出かけるなどの努力を行っている。また、平成21年度には、地域の事業所に救助、救出のサポートをしてもらえようにしたいという意向である。

以上のような支援制度があっても、要援護者として自ら名乗りを上げる、支援者を特定するなどの個人の意欲や努力がないならば、せっかくの制度も画餅になってしまう。地域で孤立した高齢者等の把握は民生委員の仕事かもしれないが、男女ともに（特に男性）日常から地域での人間関係をつくることを心がける必要がある。このことは5章で述べた「ワークライフバランス」と大いに関係する。

地域の自主防災会は平成20年度までに206の自治会に自主防災会が結成されており、自

|          |       |        |           |      |      |      |
|----------|-------|--------|-----------|------|------|------|
| 1.男女共同参画 | 2.子育て | 3.学校教育 | 4.生涯教育・学習 | 5.労働 | 6.福祉 | 7.地域 |
|----------|-------|--------|-----------|------|------|------|

治会未結成 1 地区を含め 207 が設置されている。伊丹市の自治会は 215 であるため、約 96% の自治会には自主防災会があることになる。平成 20 年度市総合防災訓練は 1 月 18 日（日）に開催され、自主防災会を中心とした市民が参加し、消火バケツリレー及び避難誘導訓練等が実施された。休日の昼間であったため多くの市民が参加した。

自主防災訓練は小学校区毎に、土・日・祝日に開催し、市消防局により初期消火及び救出・応急手当等の訓練が実施されている。休日に実施されたためか、男女いずれもが参加した。地域の自主防災会は高齢の男性が多く関わっており、女性は少ないというが、災害はいつ起こるかわからず、一層の男女共同参画が望まれる。＜危機管理室＞＜消防局＞

### 【生活安全】

安全・安心なまちづくりの一環として、青色防犯パトロール事業が行われている。青色回転灯と拡声器が常備された青色防犯パトロール車は 4 台あり、1 日 1 台が下校時間（14:30～17:00）に安全パトロールを行っている。

平成 21 年度より、防犯活動用品が掲載されたカタログを 17 地区社協へ配布し、年間 5 万円相当の範囲で、「まちづくり防犯グループ」の方々を中心に防犯グッズを選んでもらっている。様々な方へ防犯グッズを使っていただけるように、カタログから選ぶという方法で配布を始めたが、誰がグッズを選んでいるかにより「男性向き・女性向き」のものになるかどうかが決まり、感触としては男性向きのグッズがより多く選ばれているようである。

事務局役を務めている地区社協の代表もほとんどが男性であり、女性は笹原地区の 1 名だけである。「まちづくり防犯グループ」は地域により、自治体の中にあたり、防犯グループが独立していたり、PTAがつくったり、と様々なかたちで結成されている。また、防犯グッズとは別に、市内の 17 ブロックに生活安全活動補助金（8 万円）を支出している。

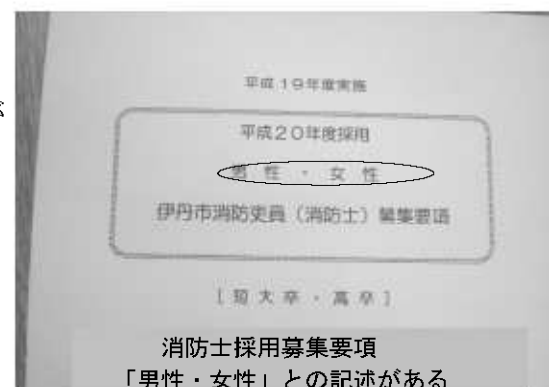
「夜回り」（夜間パトロール）も行っている。公用車には「こども 110 番のくるま」のステッカーを貼っているが、一部、タクシーにも貼っている。

防犯のための活動は危険が伴うというイメージがあり、いきおい「男性の仕事」とみなされがちであるが、男性であっても危険な行為を行うことは想定されていないはずである。地域の安全保守のために女性も関わる必要があると思われる。＜生活安全課＞

### 【消防】

伊丹市消防局には、平成 21 年 4 月現在で 9 名の女性が在籍（職員の全数は 198 名）している。9 名のうち 1 名は事務職で、消防職は 8 名である。うち 4 名が消防士長、消防職 8 名中 7 名は救急隊、1 名は警防課勤務である。

平成 20 年 4 月現在、全国の女性消防士は 2,413 名で、女性割合は 1.6%となっているが、伊丹市は



4.5%であり、全国平均より多い。なお、全国の女性消防士 2,413 名のうち、現場での勤務者は 1,103 名で、消火隊に 360 名、救急隊に 609 名が在籍している。

女性の救急隊員は市民に好評であるが、平成 20 年度の職員採用では、短大・高卒者 36 名の受験者のうち、女性は 2 名であった。

地域の防災（消防）訓練については、防災の項で述べたため再掲しないが、たとえば昼間に火事が起こった場合、家庭や地域に居るのはほとんど女性、という場合が想定できるため、自主防災会の活動にさらに多くの女性が積極的に参画するよう、一層の要請をお願いしたい。＜消防局＞

## 7-4 交通

### 【市バスモニター制度】

モニターは公募するが、地域性・性別・年齢等を考慮して選考を行い、就任いただいている。過去 5 年間では、モニターの 56%が女性。1 年間、10 名程度の方をお願いしている。

モニターはモニター会議、アンケート調査、新事業に意見をもらう等が主な仕事であり、最近ではバス乗車に際してのベビーカーの取り扱いなどの提言をもらった。＜交通局＞

### 【女性運転手】

女性運転手の採用については、平成 13 年度は 1 名（1 名／採用者 7 名中）、平成 16 年度 1 名（1／13）、平成 17 年度 2 名、平成 20 年度は 1 名を採用した。

年齢は 30～40 歳。正規職員運転手全体は 151 名のため、5 名／151 名（約 3.3%）となる。女性運転手は運転技術や車内案内等の接遇面においても、高い評価を得ている。

勤務時間は 5：30～23：30。出産や子育てと両立しながらの職員もいる（出産 4 ヶ月前よりバス乗務から内勤に職種変更し、出産後運転手に復帰する仕組みがある）。

他職種では、案内業務、事務職（臨職、嘱託）として 8 名の女性職員が働いている。

＜交通局＞

### 【マタニティマーク】

マタニティマークは、妊娠初期には外見から妊娠していることが分かりづらく、周囲からの理解が得られにくいことから、妊産婦が交通機関等を利用する際に身につけ、周囲が妊産婦への配慮を示しやすくすることを目的として、厚生労働省が平成 18 年度に定めたものである。

市バス車内に貼っている啓発シールについても、制度発足時の平成 18 年に伊丹市健康福祉課よりマタニティマークの啓発 P R のために車内掲示してほしいとの要請があり、シールの提供も受けたことから、当時の在籍車両に全て掲



|          |       |        |           |      |      |      |
|----------|-------|--------|-----------|------|------|------|
| 1.男女共同参画 | 2.子育て | 3.学校教育 | 4.生涯教育・学習 | 5.労働 | 6.福祉 | 7.地域 |
|----------|-------|--------|-----------|------|------|------|

出した。ただし、それ以降の更新車両については、シールの在庫がなくなったため、新たに貼ることが不可能となっている。

母体保護のためにより試みであると思われるので、一時的なことに終わらず継続する方法を検討して頂きたい。 <交通局>

## 7-5 多文化共生

### 【生活環境】

外国人市民に対する多言語生活情報サービスの提供として、市民のニーズをくみ取り、ゴミ分別についての説明を英語、中国語、ハングルに翻訳したものを作成した。

「女性の地位向上や男女共同参画に関して国際的活動を行う NGO, NPO などについて情報を収集し、啓発を行う」という施策について、

- ・伊丹市国際・平和交流協会への支援
- ・伊丹ユネスコ協会への助成及び事務局事務
- ・国際ソロプチミスト活動への後援

などの取り組みを行っているが、その内容や結果を見ても、この取り組みと施策の関係がわかりにくいように思える。 <国際・平和課> <男女共同参画課>

## 7-6 広報

### 【広報】

「伊丹っ子たち」を始め、発行物に載せる写真の男女比に注意をしている。〇〇は男性のすること、△△は女性のすることという、誤った役割分担の刷り込みになるような記事や写真を載せないようにチェックもしている。伊丹市の全世帯に配布される広報伊丹を始め、広報の発行物は市民への広い影響力があるので、引き続きチェックしていくことを期待している。

DV被害、高齢者虐待、命にかかわることなど、緊急状態のとき、すぐに相談電話番号がわかるようにできないだろうか。ホームページの場合、「緊急に困ったらここ!」というような目立つボタンを張っておいて、そこをクリックすれば電話番号が書いてあるようなイメージである。

緊急のときほしい情報は階層の奥深くになっても、ピンチになっている人はそれを探し当てるのが難しい。このため一度検討してみしてほしい。 <広報課>

## おわりに

ヒアリングを通して一番感じたのは、市役所は実に多くの重要な仕事をしているということだ。市役所の方たちにはあたりまえだと笑われるかもしれないが、普通に生活をしていると見えなかったものが多い。誠実な仕事、地道な仕事、高度な仕事、心のこもった仕事など、色々な側面も見ることができた。このようにして私たち市民の生活が守られ、支えられているということを改めて知った。

ヒアリングでは、仕事に対する考えや価値観が民間とは大きく違い戸惑いも感じた。特に『計画を達成するために仕事の質をスパイラルアップする』という発想があまりないのには驚いた。

興味ある職員の方は PDCA という言葉を検索してみてほしい。C（評価）と A（改善）がポイントである。来年度ヒアリング前に出してくださる事業報告書では、C=評価と A=次年度の取り組み状況（どのように仕事のしかたをレベルアップしたか）の内容が格段に充実することを期待する。

オンブード報告書は市議会でもたびたび話題にでてきている。今年度（平成 21 年度）には『オンブード報告書にあげられた様々な意見や要望、提案については、それぞれの担当課において検討し、今後の施策に反映できるように努めており、その結果が翌年度のオンブードによるヒアリングに表れるものとなっている』『オンブード報告に含まれる提言、要望等の実現については、男女共同参画計画の項目の実現とあわせて、適切に取り組みが進められるよう、推進本部からの要望や、予算への反映、政策・財政部門との調整もあわせて今後とも可能なものから積極的に改善を図っていくべきものと考えている』との答弁があった。オンブードの活動が活かされていることを実感できる心強い言葉である。今年度の報告書をどのように生かしてくださるか、来年度のヒアリングがとても楽しみである。

最後になるが、市内の情報を集めるには私たちオンブード 3 人には限界がある。オンブードサポーターズの方々が手分けして情報を集めたり、『オンブードと語る会』という市民の方との意見交換の場を設定したり、ブログやホームページ、ポータルサイト『いたみん』等を使って男女共同参画とオンブードの PR をおこなってくれた。サポーターズなくしては知り得なかった情報や、書けなかったページもある。ここに感謝の気持ちを書き添えたい。

平成 21 年冬 伊丹市男女共同参画施策市民オンブード





片山

田中

朴木

平成21年度 伊丹市男女共同参画施策市民オンブード

## 【資料 1】子育て支援に関するデータ

### 1. ファミリーサポートセンターについて

#### 1) 平成 20 年度の会員数とその内訳（種類別、性別、年齢層別人数）

| 年度<br>区分 | 平成 19 年度末<br>(人) | 平成 20 年度末<br>(人) |
|----------|------------------|------------------|
| 協力会員     | 240              | 268              |
| うち男性会員   | 10               | 14               |
| 依頼会員     | 1,183            | 1,262            |
| 両方会員     | 347              | 361              |
| 合 計      | 1,770            | 1,891            |

#### 平成 20 年度末協力会員年齢別の状況

最も多いのが 40 代であり、全体の 35.4%を占めており、次いで、50 代 26.1%、60 代 17.2%、30 代 18.7%、20 代 2.6%となっている。

#### 2) 平成 20 年度の利用件数とその内訳（依頼内容別件数）

| 年度<br>区分               | 平成 19 年度<br>(件) | 平成 20 年度<br>(件) |
|------------------------|-----------------|-----------------|
| 保育所・幼稚園の登園前・帰宅後の預かり、送迎 | 2,258           | 1,568           |
| 学 童 の 放 課 後 の 預 かり     | 521             | 599             |
| 学童保育の迎え、帰宅後の預かり        | 1,140           | 1,645           |
| 子 ども の 病 気 時 の 援 助     | 91              | 50              |
| 子どもの習い事等の場合の援助         | 527             | 284             |
| 保育所・学校等休み時の援助          | 307             | 305             |
| 保護者等の短時間就労時の援助         | 152             | 217             |
| 保護者等の買い物等外出時の援助        | 201             | 196             |
| そ の 他                  | 447             | 545             |
| 合 計                    | 5,644           | 5,409           |

## 2. 子育てサポーター養成講座

いきいきプラザにて5回連続講座

①

|   | 内 容                | 開催日        | 開催時間        | 参加人数 |
|---|--------------------|------------|-------------|------|
| 1 | 子育て支援センター事業について    | 4 / 14 (月) | 10:00～12:00 | 1 6  |
| 2 | 子育てに絵本の読み聞かせを      | 4 / 15 (火) | 10:00～12:00 | 2 2  |
| 3 | 救えますか・・・あなたの愛する人を！ | 4 / 16 (水) | 10:00～12:00 | 1 5  |
| 4 | 地域での子育て支援とあそびについて  | 4 / 17 (木) | 10:00～12:00 | 1 6  |
| 5 | 良い援助のための「聴く」技術を学ぶ  | 4 / 18 (金) | 10:00～12:00 | 2 0  |
|   |                    |            |             | 8 9  |

②

|   | 内 容                | 開催日        | 開催時間        | 参加人数  |
|---|--------------------|------------|-------------|-------|
| 1 | 子育て支援センター事業について    | 7 / 22 (火) | 10:00～12:00 | 2 5   |
| 2 | 良い援助のための「聴く」技術を学ぶ  | 7 / 23 (水) | 10:00～12:00 | 2 5   |
| 3 | 地域での子育て支援とあそびについて  | 7 / 24 (木) | 10:00～12:00 | 2 3   |
| 4 | 子育てに絵本の読み聞かせを      | 7 / 25 (金) | 10:00～12:00 | 2 4   |
| 5 | 救えますか・・・あなたの愛する人を！ | 7 / 26 (土) | 10:00～12:00 | 2 1   |
|   |                    |            |             | 1 1 8 |

＊県立伊丹高等学校 5名（高3）

＊県立伊丹西高等学校 14名＜高2：2名，高3：12名（うち男子3名）＞



## 【資料2】伊丹市における女性の登用・参画状況

### 審議会・委員会等の状況（21年4月1日時点）

|              | 委員総数 | うち女性委員数 | 女性の割合 |
|--------------|------|---------|-------|
| 法令・条例等に基づくもの | 439  | 117     | 26.7% |
| 行政委員会        | 68   | 19      | 27.9% |
| 規則等に基づくもの    | 233  | 91      | 39.1% |
| 計            | 740  | 227     | 30.7% |

\* 平成27年度までに40%を目標↑

### 法の規定により大臣が委嘱するもの（21年4月1日時点）

|           | 委員総数 | うち女性委員数 | 女性の割合 |
|-----------|------|---------|-------|
| 人権擁護委員    | 9    | 4       | 44.4% |
| 行政相談委員    | 4    | 1       | 25.0% |
| 民生委員・児童委員 | 254  | 195     | 76.8% |
| 保護司       | 59   | 22      | 37.3% |
| 計         | 326  | 222     | 68.1% |

### 市職員の状況（21年4月1日時点）

|         | 職員数   | うち女性数 | 女性の割合 |
|---------|-------|-------|-------|
| 職員数     | 2,023 | 779   | 38.5% |
| 採用職員    | 91    | 46    | 50.5% |
| 管理職総数   | 221   | 38    | 17.2% |
| うち一般行政職 | 128   | 13    | 10.2% |

### 市議会議員の状況（21年4月1日時点）

|       | 定数 | うち女性数 | 女性の割合 |
|-------|----|-------|-------|
| 市議会議員 | 28 | 5     | 17.9% |

### 学校長等の状況（21年4月1日時点）

|             | 総数 | うち女性数 | 女性の割合 |
|-------------|----|-------|-------|
| 校長(小・中・特・高) | 28 | 6     | 21.4% |
| 教頭(小・中・特・高) | 28 | 4     | 14.3% |

### PTA会長の状況（21年4月1日時点）

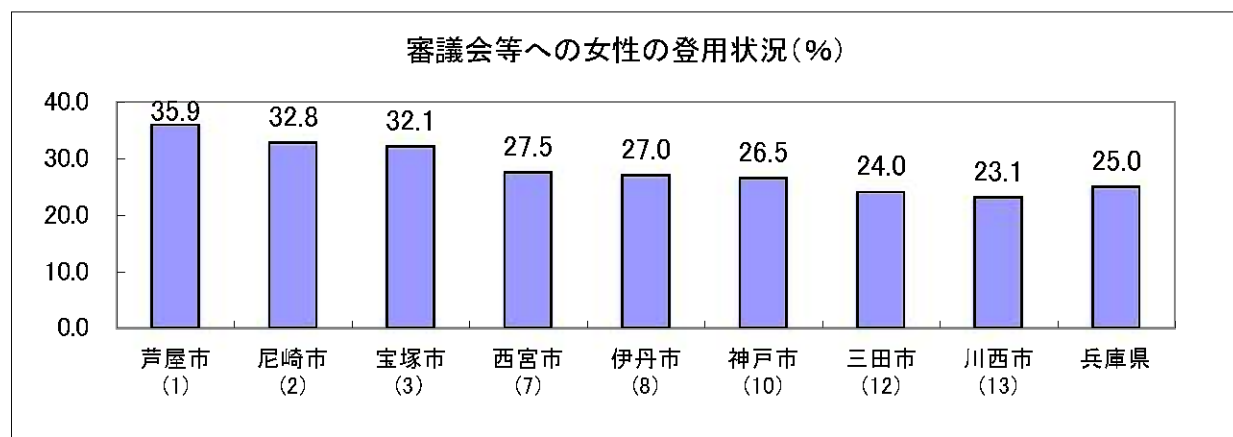
|           | 総数 | うち女性数 | 女性の割合 |
|-----------|----|-------|-------|
| 会長(小・中・特) | 26 | 5     | 19.2% |

### 自治会長の状況（21年4月1日時点）

|    | 総数  | うち女性数 | 女性の割合 |
|----|-----|-------|-------|
| 会長 | 215 | 33    | 15.3% |

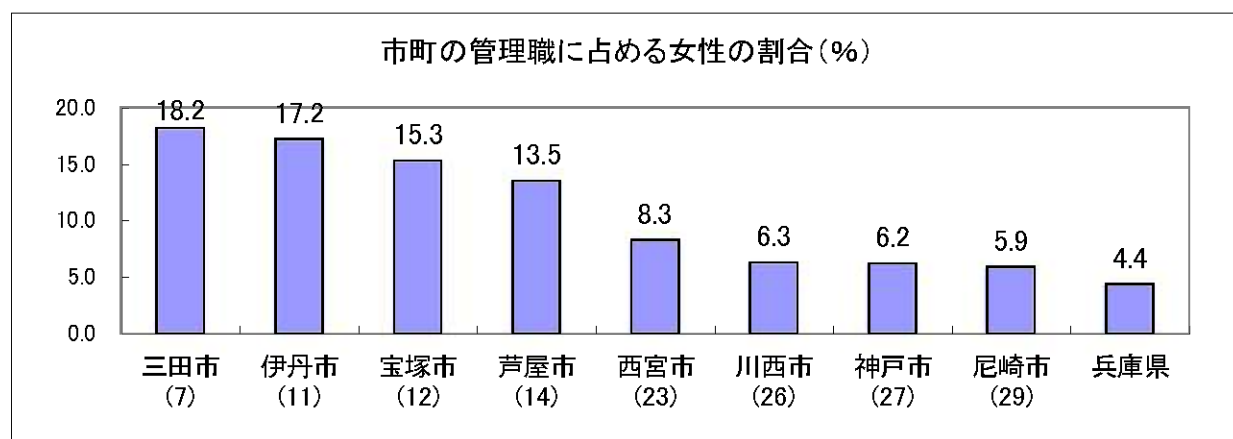
### 【資料3】阪神間各市との比較（平成21年4月1日現在）

『平成21年度ひょうご男女共同参画白書』から



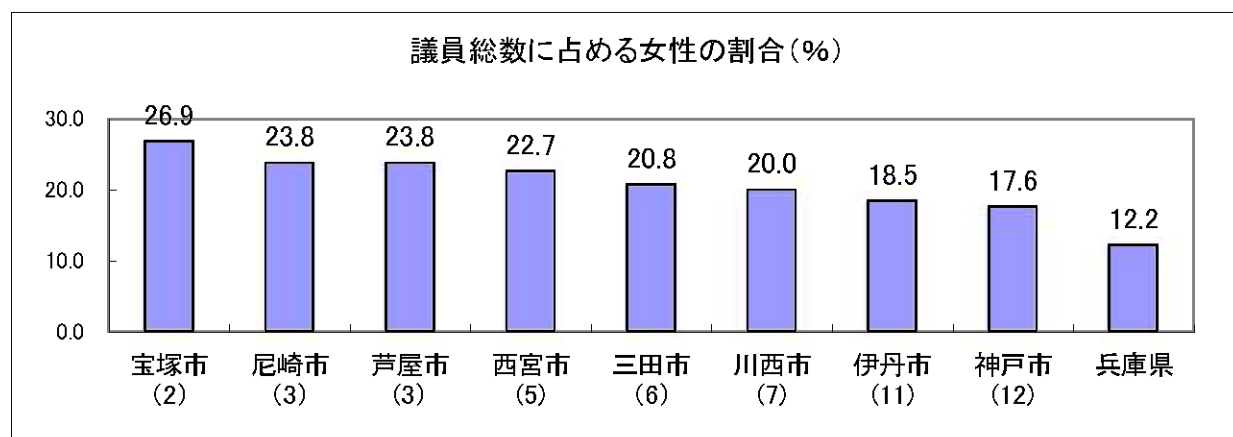
\* 対象は法令(法律、条例)設置の審議会等

\* ( )内は県内41市町中の順位。なお、単純平均でみると、県内市町平均は22.8%



\* 管理職とは本庁課長職相当以上

\* ( )内は県内41市町中の順位。なお、単純平均でみると、県内市町平均は11.0%



\* ( )内は県内41市町中の順位。なお、単純平均でみると、県内市町平均は13.1%

## 【資料４】 審議会の登用に関する調査についての分析

男女共同参画計画では、平成 27 年度までに女性の比率を 40%以上にすることを目標としているが、平成 20 年度の法令・条例に基づく審議会などの女性委員の割合は 29.8%である。10 年計画の 3 年目である平成 20 年度でこの数字であると、平成 27 年に目標が達成できるのだろうか。どこに改善点があるかを調べるために、審議会委員に関する資料を請求し、入手することのできた 33 の審議会に関して、その内容を調べた。

### 1) 審議会の区分別男女比について

審議委員は、各審議会ごとに区分別に人選が行われている。区分は以下の 9 つのである。①学識経験者、②議会、③行政関係者、④専門職、⑤関係団体代表者、⑥サービス利用者、⑦市民代表(公募)、⑧市民代表(公募外)、⑨これ以外

区分別に男女比を見た。その結果、区分別では目標の 40%を達成しているものもある。

=>努力の結果が値にも出てきている部分もある。

- ⑦市民代表(公募)が 46%、
- ⑧市民代表(公募外)が 45%、
- ⑤関係団体代表者が 41%

これに対し、女性の少ない区分もある。

(区分欄空白)のものは、女性 0%

- ①学識経験者は 14%
- ⑨これ以外の 15%
- ②議会(市会議員)は 21%、

|            | 合計  | 女性  | 女性の割合 |         |
|------------|-----|-----|-------|---------|
| (区分欄空白)    | 6   | 0   | 0%    |         |
| ①学識経験者     | 83  | 12  | 14%   |         |
| ⑨これ以外      | 53  | 8   | 15%   |         |
| ②議会        | 24  | 5   | 21%   |         |
| ③行政関係者     | 34  | 11  | 32%   |         |
| ④専門職       | 3   | 1   | 33%   | ↑ 40%未満 |
| ⑤関係団体代表者   | 86  | 35  | 41%   |         |
| ⑧市民代表(公募外) | 40  | 18  | 45%   |         |
| ⑦市民代表(公募)  | 26  | 12  | 46%   |         |
| ⑥サービス利用者   | 1   | 1   | 100%  |         |
| 総計         | 356 | 103 | 29%   |         |

### 2) 「区分欄 空欄」のわけ

全て伊丹市廃棄物減量等推進審議会である。

|            | 人数 | 女性 | 女性の割合 |
|------------|----|----|-------|
| 事業者団体      | 2  | 0  | 0%    |
| 廃棄物収集運搬事業者 | 2  | 0  | 0%    |
| 流通関係事業者    | 1  | 0  | 0%    |
| 生産関係事業者    | 1  | 0  | 0%    |

### 3)「①学識経験者」のうちわけ

学識経験者の女性は16%(14人/85人)と非常に少ない

女性の学識経験者が特に少ない団体(女性/学識経験者総数)

- ・昆陽池再生推進委員会 0/6人
- ・伊丹市福祉対策審議会 0/5人
- ・伊丹市次世代育成支援推進協議会 0/4人
- ・伊丹市文化財審議委員会 0/4人
- ・伊丹市中小企業対策委員会 1/6人

⇒専門性やさまざまなかわりの関係もあり、簡単ではないと思うが、女性の学識経験者の発掘など努力を続けてほしい。特に、学識経験を4～5人有しながら、全てが男性という団体については、力を入れていただきたい。

(学識経験を有する団体のみ 30団体)

| 根拠規定の名称                  | 合計 | 女性 | 女性の割合 |
|--------------------------|----|----|-------|
| 昆陽池再生推進委員会               | 6  | 0  | 0%    |
| 伊丹市福祉対策審議会               | 5  | 0  | 0%    |
| 伊丹市次世代育成支援推進協議会          | 4  | 0  | 0%    |
| 伊丹市文化財審議委員会              | 4  | 0  | 0%    |
| 農業委員会                    | 3  | 0  | 0%    |
| 伊丹市交通・災害等共済審議会           | 3  | 0  | 0%    |
| 伊丹市行財政改革推進懇話会            | 3  | 0  | 0%    |
| 伊丹市図書館協議会                | 2  | 0  | 0%    |
| 伊丹市住宅マスタープラン(改訂版)策定検討委員会 | 2  | 0  | 0%    |
| 伊丹市教育環境審査会               | 2  | 0  | 0%    |
| 伊丹市廃棄物減量等推進審議会           | 2  | 0  | 0%    |
| 伊丹市公設卸売市場運営委員会           | 2  | 0  | 0%    |
| 伊丹市立高等学校教科用図書協議会         | 2  | 0  | 0%    |
| 伊丹市立伊丹高等学校教科用図書協議会       | 2  | 0  | 0%    |
| 伊丹市人権教育・啓発推進会議           | 1  | 0  | 0%    |
| 伊丹市青少年問題協議会              | 1  | 0  | 0%    |
| やまびこ館運営委員会               | 1  | 0  | 0%    |
| 伊丹市障害者地域自立支援協議会          | 1  | 0  | 0%    |
| 伊丹教科用図書協議会               | 1  | 0  | 0%    |
| 伊丹市中小企業対策委員会             | 6  | 1  | 17%   |
| 都市景観審議会                  | 4  | 1  | 25%   |
| 固定資産評価審査委員会              | 6  | 2  | 33%   |
| 伊丹市社会教育委員の会              | 6  | 2  | 33%   |
| 伊丹市立博物館協議会               | 3  | 1  | 33%   |
| 伊丹市学校教育審議会               | 3  | 1  | 33%   |
| 伊丹市情報公開・個人情報保護審査会        | 5  | 2  | 40%   |
| 伊丹市立総合教育センター運営協議会        | 2  | 1  | 50%   |
| 伊丹市労働問題審議会               | 2  | 2  | 100%  |
| 伊丹市中小企業勤労者福祉共済審議会        | 1  | 1  | 100%  |
| 合計                       | 85 | 14 | 16%   |

↑40%未満

#### 4)「⑨これ以外」のうちわけ

選挙(農業委員会)の7人中0人、学校の教職員学校関係者の23人中2人が、女性の少なさで突出している。農業委員会は選挙の7人を含む委員12人全員が男性である。選挙では片方の性が6割を超えないようにする規則を導入したり、選挙母体の女性の人材育成を行うなど、工夫はできないであろうか。

また、学校の教職員、教育関係者の女性が9%なのは どうしてであろうか。母集団(教職員)の女性比率から考えると、対処のしかたがあるように思える。

|                | 人数 | 女性 | 女性の割合 |
|----------------|----|----|-------|
| 選挙             | 7  | 0  | 0%    |
| 生産者および出荷者      | 2  | 0  | 0%    |
| 卸売業者           | 1  | 0  | 0%    |
| 関連事業者          | 1  | 0  | 0%    |
| 障害福祉サービス事業者    | 1  | 0  | 0%    |
| 売買参加者          | 1  | 0  | 0%    |
| 民間事業者を代表する者    | 1  | 0  | 0%    |
| 労働団体を代表する者     | 1  | 0  | 0%    |
| 学校の教職員、教育関係者*1 | 23 | 2  | 9%    |
| 中小企業者          | 4  | 1  | 25%   |
| 人事行政に関し識見を有する者 | 3  | 1  | 33%   |
| 相談支援事業所        | 3  | 1  | 33%   |
| 伊丹商工会議所        | 2  | 1  | 50%   |
| 市長が特に認める者      | 2  | 1  | 50%   |
| 保健関係機関         | 1  | 1  | 100%  |
| 合計             | 53 | 8  | 15%   |

←全て農業委員会

\*1 市立学校の教職員、学校教育関係者、学校・園代表者、教育関係者、学校の長

#### 5)「②議会関係者」のうちわけ

市審議会での議員の女性の割合が21%。伊丹市の市会議員の女性の割合は19%なので、その割合を反映していると考えられる。

|         | 合計 | 女性 | 女性の割合 |
|---------|----|----|-------|
| 審議会の議員数 | 24 | 5  | 21%   |
| 市会議員の数  | 27 | 5  | 19%   |

#### 6)役員(代表、副代表など)の男女比

女性の割合が14%と非常に低い。これは学識経験者に女性が少ないことの影響が出ていると考えられる。

| 区分         | 合計 | 女性 | 女性の割合 |
|------------|----|----|-------|
| ①学識経験者     | 37 | 5  | 14%   |
| ⑨これ以外      | 9  | 1  | 11%   |
| ⑤関係団体代表者   | 6  | 1  | 17%   |
| ⑧市民代表(公募外) | 5  | 2  | 40%   |
| ②議会        | 4  | 0  | 0%    |
| ③行政関係者     | 1  | 0  | 0%    |
| ④専門職       | 1  | 0  | 0%    |
| 合計         | 63 | 9  | 14%   |

## 7) 付記（解析対象の審議会リスト）

### ●データ解析ができた審議会（データ入手）

| 根拠規定の名称                  | 所管          |
|--------------------------|-------------|
| 伊丹市住宅マスタープラン(改訂版)策定検討委員会 | 住宅課         |
| 伊丹市教育環境審査会               | 青少年課        |
| 伊丹市青少年問題協議会              | 青少年課        |
| 伊丹市立高等学校教科用図書協議会         | 学校教育担当      |
| 伊丹教科用図書協議会               | 学校教育担当      |
| 伊丹市立伊丹高等学校教科用図書協議会       | 学校教育担当      |
| 伊丹市次世代育成支援推進協議会          | こども企画課      |
| 伊丹市社会教育委員の会              | 社会教育課       |
| 伊丹市立総合教育センター運営協議会        | 総合教育センター    |
| 伊丹市民生委員推薦会               | 地域福祉課       |
| 伊丹市図書館協議会                | 図書館         |
| 昆陽池再生推進委員会               | みどり公園課      |
| 金岡雨水幹線沿道のみどりのまちづくり協議会    | みどり公園課      |
| 伊丹市福祉対策審議会               | 健康福祉部地域福祉課  |
| 固定資産評価審査委員会              | 固定資産評価審査委員会 |
| 公平委員会                    | 公平委員会       |

|                   |               |
|-------------------|---------------|
| 伊丹市行財政改革推進懇話会     | 行政経営課         |
| 伊丹市学校教育審議会        | 高校教育改革推進担当    |
| 伊丹市国民健康保険運営協議会    | 国保年金課         |
| 伊丹市公設卸売市場運営委員会    | 産業振興室卸売市場     |
| 伊丹市文化財審議委員会       | 社会教育課         |
| 伊丹市中小企業対策委員会      | 商工労働課         |
| 伊丹市労働問題審議会        | 商工労働課         |
| 伊丹市中小企業勤労者福祉共済審議会 | 商工労働課         |
| 伊丹市障害者地域自立支援協議会   | 障害福祉課         |
| 伊丹市交通・災害等共済審議会    | 生活安全課         |
| 伊丹市廃棄物減量等推進審議会    | 生活環境課         |
| やまびこ館運営委員会        | 総合教育センター      |
| 伊丹市情報公開・個人情報保護審査会 | 総務課           |
| 都市景観審議会           | 都市企画室(都市景観担当) |
| 伊丹市人権教育・啓発推進会議    | 同和・人権室 人権推進課  |
| 農業委員会             | 農業委員会         |
| 伊丹市立博物館協議会        | 博物館           |

### ●今回の解析に入っていない審議会（データ未入手）

|                   |          |
|-------------------|----------|
| 都市計画審議会           | 都市創造部    |
| 伊丹市スポーツ振興審議会      | スポーツ復興課  |
| 伊丹市環境審議会          | 環境保全課    |
| 伊丹市立少年愛護センター運営協議会 | 少年愛護センター |

## 【資料5】

### 伊丹市男女共同参画施策市民オンブードに関するアンケート調査結果

調査日時：2009年7月2日～28日

調査対象：伊丹市課長級職員研修参加者

調査方法：男女共同参画課よりメールで調査票を配布し、後日、提出依頼

＜回答者数＞ 60名

＜回答者の属性＞

#### 1. 性別 (人)

| 男性 | 女性 | 無回答 | 計  |
|----|----|-----|----|
| 45 | 11 | 4   | 60 |

#### 2. 職階 (人)

| 部長・次長級 | 課長級 | 副主幹級 | 主査級 | その他 | 計  |
|--------|-----|------|-----|-----|----|
| 6      | 44  | 2    | 3   | 5   | 60 |

＜調査結果＞

#### 1. オンブード制度について知悉程度 (人)

| 項目 \ 属性   | 全体 | 性別 |    |     | 職階別  |    |     |    |     |
|-----------|----|----|----|-----|------|----|-----|----|-----|
|           |    | M  | F  | 無回答 | 部・次長 | 課長 | 副主幹 | 主査 | その他 |
| よく知っている   | 12 | 9  | 3  | 0   | 2    | 9  | 0   | 0  | 1   |
| 少し知っている   | 34 | 25 | 5  | 4   | 4    | 24 | 2   | 2  | 2   |
| 名前だけ知っている | 13 | 10 | 3  | 0   | 0    | 10 | 0   | 1  | 2   |
| ほとんど知らない  | 0  | 0  | 0  | 0   | 0    | 0  | 0   | 0  | 0   |
| 無回答       | 1  | 1  | 0  | 0   | 0    | 1  | 0   | 0  | 0   |
| 計         | 60 | 45 | 11 | 4   | 6    | 44 | 2   | 3  | 5   |

#### 2. オンブードヒアリングを受けた「経験の有無」と「制度の知悉程度」の相関 (人)

| 知悉の程度 \ ヒアリング経験 |       | オンブード制度について |         |           |      |     |
|-----------------|-------|-------------|---------|-----------|------|-----|
|                 |       | よく知っている     | 少し知っている | 名前だけ知っている | 知らない | 無回答 |
| 有               | 昨年    | 2           | 6       | 1         | 0    | 1   |
|                 | 一昨年   | 4           | 2       | 0         | 0    | 0   |
|                 | 3年以上前 | 6           | 5       | 0         | 0    | 0   |
|                 | 不明    | 0           | 2       | 0         | 0    | 0   |
|                 | 小計    | 12          | 15      | 1         | 0    | 1   |
| 無               |       | 0           | 19      | 12        | 0    | 0   |

3. オンブードヒアリングは自分が知識・知見を得る場になったと思いますか？  
 <オンブードについての知悉程度とヒアリングを受けた経験の有無、ヒアリングが自らの知識を得る場になったと思う程度の関係>

(人)

| ヒアリングの経験<br>知識を得る場 | オンブードについて        |        |                  |          |                    |          |              |        |             |        |
|--------------------|------------------|--------|------------------|----------|--------------------|----------|--------------|--------|-------------|--------|
|                    | よく知っている<br>(12人) |        | 少し知っている<br>(34人) |          | 名前だけ知っている<br>(13人) |          | 知らない<br>(0人) |        | 無回答<br>(1人) |        |
|                    | 有<br>/12         | 無<br>— | 有<br>/15         | 無<br>/19 | 有<br>/1            | 無<br>/12 | 有<br>—       | 無<br>— | 有<br>/1     | 無<br>— |
| とても、そう思う           | 5                | —      | 2                | —        | 0                  | —        | —            | —      | 0           | —      |
| 少し、そう思う            | 6                | —      | 10               | —        | 0                  | —        | —            | —      | 1           | —      |
| あまり、そう思わない         | 0                | —      | 2                | —        | 1                  | —        | —            | —      | 0           | —      |
| ほとんど、そう思わない        | 1                | —      | 0                | —        | 0                  | —        | —            | —      | 0           | —      |
| 無回答                | 0                | —      | 1                | —        | 0                  | —        | —            | —      | 0           | —      |

4. ヒアリングは担当部署の仕事に影響したか？  
 <オンブードについての知悉程度、ヒアリングを受けた経験の有無とヒアリングが自分の仕事に影響を与えたと思う程度の関係>

(人)

| ヒアリングの経験<br>仕事への影響 | オンブードについて |        |          |          |          |          |        |        |         |        |
|--------------------|-----------|--------|----------|----------|----------|----------|--------|--------|---------|--------|
|                    | よく知っている   |        | 少し知っている  |          | 名前は知っている |          | 知らない   |        | 無回答     |        |
|                    | 有<br>/12  | 無<br>— | 有<br>/15 | 無<br>/19 | 有<br>/1  | 無<br>/13 | 有<br>— | 無<br>— | 有<br>/1 | 無<br>— |
| とてもそう思う            | 4         | —      | 2        | —        | 0        | —        | —      | —      | 0       | —      |
| 少しそう思う             | 6         | —      | 9        | —        | 0        | —        | —      | —      | 1       | —      |
| あまりそう思わない          | 1         | —      | 3        | —        | 1        | —        | —      | —      | 0       | —      |
| ほとんど思わない           | 0         | —      | 1        | —        | 0        | —        | —      | —      | 0       | —      |
| 無回答                | 1         | —      | 0        | —        | 0        | —        | —      | —      | 0       | —      |



5. オンブード報告書は読みますか？

＜オンブードについての知悉程度、ヒアリングを受けた経験の有無と「オンブード報告書」を読む程度との関係＞

(人)

|                   | オンブードについて |        |           |           |          |           |        |        |         |        |
|-------------------|-----------|--------|-----------|-----------|----------|-----------|--------|--------|---------|--------|
|                   | よく知っている   |        | 少し知っている   |           | 名前は知っている |           | 知らない   |        | 無回答     |        |
| ヒアリングの<br>読む程度 経験 | 有<br>/1 2 | 無<br>— | 有<br>/1 5 | 無<br>/1 9 | 有<br>/1  | 無<br>/1 3 | 有<br>— | 無<br>— | 有<br>/1 | 無<br>— |
| 全般的に読む            | 5         | —      | 0         | 2         | 0        | 0         | —      | —      | 0       | —      |
| 仕事関連のみ読む          | 6         | —      | 1 1       | 8         | 1        | 8         | —      | —      | 0       | —      |
| あまり読まない           | 1         | —      | 3         | 6         | 0        | 4         | —      | —      | 1       | —      |
| 全く読まない            | 0         | —      | 1         | 0         | 0        | 0         | —      | —      | 0       | —      |
| その他               | 1         | —      | 0         | 3         | 0        | 0         | —      | —      | 0       | —      |
| 計                 | 1 3       | —      | 1 5       | 1 9       | 1        | 1 2       | —      | —      | 1       | —      |

注) その他は複数回答

＜自由回答＞

1. 概念的には理解でき、施策としての必要性も理解できているつもりであるが、今まで育ってきた生活環境や自分の培った文化的な境遇の中で考えると自分の中にもまだ、潜在的には男女の役割分担意識はまだ残っていると思います。それと、気になる点として、人材登用などに女性をほぼ強制的に一定の割合増やしてゆくというのも一部理解できないことはありますが、ゆきすぎてしまって、本当は男女の別なく適性のある人が登用されるべきなのに、女性と言う点で登用されているのではないかという話を耳にはさむところもあり(女性だからこんなことが話題になることがそもそも問題かも知れませんが)、この点なんかは評価を公開するなど慎重に対応しないと、男女共同参画という視点に逆行することにもなりかねないと思っています。ただ、正直いって、どこまでやるのが正しいのか私にはもうひとつ理解できていません。しかし、このような活動も含めて何もしないでいいとは思っていません。
2. オンブード制度があることで、緊張感はあるが、事業を実施していくには効果的である
3. 知識・勉強不足が主な原因ですが、市民オンブードの方がおっしゃる事について、理解しがたいことがまれにありました。一昨年にヒアリングを受けた際に感じた事です。単に女性の参加数や比率を高めることだけに躍起になられておられるように感じ、それでは、男女共同参画の推進にはつながらないのではと疑問に思いました。
4. 市役所内ではかなり周知される様になっていると思います。しかし、民間、特に個人事業所や中小企業では度の程度周知されているのでしょうか。
5. 先日、ジェンダーフリーに関し、職場研修をおこなったが、本市における女性の登用・参画状況が依然として低い状況にあるのが現状である。男女共同参画社会の推進するため、オ

ンブード制度の重要性は一層増していくものと思われる。

6. 市民の立場で調査し、報告していただいて、ミスマッチな部分を指摘し、より有意義な方向へと時点修正を加えていければよいのではないかと思います。
7. 行政としてのバックアップ体制作りは、必要であると思う。ただ本人の意思に反し、無理強いとしないよう対応するものもあると思う。
8. 市民の意見・提言等を積極的に取り入れ、行政に反映させる事は非常に大切と考えます。今後もできることは、協力させていただきます。
9. オンブードになる方が少ないと聞いているが、頑張ってください。
10. 市民オンブードさんの活動は、地道で気長な活動だと思いますが、オンブードサポートさん等の輪を広げていってほしいと思います。
11. 男女共同参画課がオンブードに頼りすぎている。もっと平素から各部局をまわり、政策提案から細かい指摘まで、働きかけや啓発をすべき。それがないと、オンブードだけでは「切り花」に終わってしまい、本当に組織に根付いたり、「動き」として出てこない。報告書もまず参画課が自己評価版を作ってそれをオンブードが第三者評価すべきだと思います。。
12. 双方向で意見交換ができるといいように思います。
13. 参画、協働による、まちづくりには必要な制度と思う。
14. 毎年ヒヤリングのときにお話をするぐらいで、実際の日々の具体的な活動については、あまり知りません。もう少し川西のオンブズマンのようにもう少し広報活動をしてもいいのではないかと思います。

## 伊丹市男女共同参画施策市民オンブードに関するアンケート

平素より、伊丹市男女共同参画施策市民オンブード(以下、オンブードと略)にご協力いただき誠にありがとうございます。今般、オンブードはこの制度を検証し、今後の活動の指針を得たいと考えました。つきましては、以下の質問にお答えいただきたく、ご協力くださいますようお願い申し上げます。なお、回答はすべて統計的処理をし、上記の目的以外には使用いたしません。以下の質問について、あなたの気持ちに最もあてはまる項目に○印をつけてください。

- オンブード制度について、どの程度ご存知ですか？
  - よく知っている
  - 少し知っている
  - 名前だけは知っている
  - ほとんど知らない
- あなたは、オンブードによるヒアリングを受けたことはありますか？
  - ある（それはいつですか？ ア.昨年 イ.一昨年 ウ.3年以上前 エ.分からない）
  - ない⇒4へ
- 上の2で「ある」と回答された方にお聞きます。

オンブードヒアリングは、あなたが男女共同参画の知識や考え方を得る場になったと思いますか？

  - とてもそう思う
  - 少しはそう思う
  - あまりそう思わない
  - ほとんどそう思わない
- 3-1. 上の2で「ある」と回答された方にお聞きます。そのことは、あなたの部署の仕事に影響を与えましたか。
  - とてもそう思う
  - 少しはそう思う
  - あまりそう思わない
  - ほとんどそう思わない
- オンブード報告書を読みますか？
  - 全般的に読んでいる
  - 自分の仕事に関係するところは読む
  - あまり読まない
  - まったく読まない
  - その他( )
- オンブード制度について、あなたが思うことを自由にお書きください。

6. あなたは a. 男性 b. 女性  
a. 部長・次長級 b. 課長級 c. 副主幹級 d. 主査級 e. その他( )  
a. 20歳代 b. 30歳代 c. 40歳代 d. 50歳代 f. 60歳代

\* オンブード制度について、個別にご意見を聞かせていただきたいと思います。ご協力いただける方は、以下にお名前等をご記入ください。

【部署： 氏名： 】

ご協力ありがとうございました。  
第11期オンブード(朴木、田中、片山)

## 【資料6】

### 平成 21 年度伊丹市男女共同参画施策市民オンブード活動記録

- 3／7            いたみミモザの日 女性・児童センター
- 4／ 1～4／21   オンブード公募期間      募集：1人
- 5／1～5／20    オンブードサポーターズ（第4期）募集    5人
- 4／22          オンブード面接
- 5／1            オンブード委嘱状交付 引き継ぎ、活動についての打ち合わせ  
男女共同参画推進市民フォーラムについて女性交流サロン、オンブード・サポーターズとのミーティング
- 6／1            オンブード・サポーターズ委嘱状交付
- 6／8            オンブード制度についてケーブルTV との打ち合わせ
- 6／9            オンブード・サポーターズとの引継ぎ・合同会議＜サポーターズ委嘱後＞
- 6／10～        各課への進捗状況調査事業報告調査票記入依頼    （6/30 まで）
- 6／12           ケーブルテレビ収録（片山氏）    6/22～6/28 放映
- 6／18           オンブード会議＜ヒアリング日程等＞
- 6／27           男女共同参画推進市民フォーラム 13:30・ スワンホール 19 年度調査報告
- 7／ 2           男女共同参画施策推進研修会 講師：朴木氏 公民館 10:00-12:00  
ワーク・ライフ・バランス実践編 今日すぐ役立つワークショップ  
オンブードとサポーターズ合同会議
- 7／初旬        計画進捗状況調査票の点検
- 7／13           スポーツセンター10:00・ 住宅課 10:30・ 消防局 11:00・ 消費生活センター11:30・  
スポーツ振興課 13:00・
- 7／15           生活安全課 10:00・ 交通局 10:30・ 家庭教育課 11:00・
- 7／16           商工労働課 10:00・ 農政課 11:00・
- 7／21           介護保険課 10:00・ 危機管理室 10:30・ 中央公民館 11:00・
- 7／23           まちづくり課 10:00・ 市立伊丹病院 11:00・
- 7／24           障害福祉課 13:00・ 健康福祉課 14:00・ 保健体育課 15:00・
- 7／27           生活環境課 10:30・ 社会教育課 11:00・
- 7／28           高年福祉課 10:00・ 環境保全課 11:00・
- 7／29           広報課 10:30・ オンブード打合せ 11:00・
- 7／30           少年愛護センター10:00・ 伊丹市社会福祉協議会 11:00・
- 8／上旬        指定管理・外郭団体の文化・教育施設等への進捗状況調査
- 8／3            保育課 10:00・ 子育て支援課 11:00・
- 8／6            人事課 13:00・

|           |                                                                |
|-----------|----------------------------------------------------------------|
| 8 / 1 0   | 総合教育センター10:00- 教育・職員課 11:00-                                   |
| 8 / 1 8   | 男女共同参画課 10:00-                                                 |
| 8 / 1 8   | 伊丹市公設卸売市場内「スマイル阪神」の下見、打ち合わせ                                    |
| 8 / 1 9   | 図書館 10:30- 男女共同参画課 11:00-                                      |
| 8 / 2 0   | 地域福祉課 13:00- 男女共同参画課 14:00-<br>「市長の料理教室」についてのうちあわせ             |
| 8 / 2 6   | 青少年課 10:00- 男女共同参画課 10:30- 人権教育室 11:30-                        |
| 9 / 3     | 保育課 10:00- 男女共同参画課 11:00-                                      |
| 9 / 7     | 住宅課（再） 10:00- 男女共同参画課 10:30-                                   |
| 9 / 8     | 学校教育担当 10:00- 男女共同参画課 11:00-                                   |
| 9 / 1 5   | 国際・平和課 10:00- こども企画課 10:30- 人事課 11:00-<br>オンブードミーティング（報告書について） |
| 9 / 2 2   | オンブードミーティング（報告書について）                                           |
| 9 / 3 0   | オンブードサポーターズヒアリング ラスタホール                                        |
| 1 0 / 2 1 | サポーターズ会議 働く女性の家（サロン活動発表会、いたみミモザの日など）                           |
| 1 0 / 2 6 | ミモザの日実行委員会 働く女性の家                                              |
| 1 1 / 1 5 | センター登録グループ発表会 働く女性の家                                           |
| 1 1 / 2 0 | 報告書原稿仕上げ                                                       |
| 1 1 / 2 3 | 「市長といっしょにクッキング」あいさつ<br>オンブードミーティング（報告書作成について）                  |
| 1 1 / 2 4 | 各課原稿チェック依頼                                                     |
| 1 1 / 3 0 | 平成 21 年度男女共同参画推進本部幹事会 10:00-12:00 第7会議室                        |
| 1 2 / 7   | 舞鶴市男女共同参画推進アドバイザー・有志グループ「PAUネット」との交流会<br>女性交流サロン               |
| 1 2 / 8   | 平成 21 年度男女共同参画推進本部会議 10:00-12:00 企画会議室                         |
| 1 2 / 1 2 | オンブードと語る会「オンブードがつつり報告会」15:30- スワンホール （予定）                      |
| 1 2 / 下旬  | 報告書を各課に配信（予定）                                                  |

## 【資料 7】

### 伊丹市男女共同参画施策市民オンブード設置要綱

#### (目的)

第1条 伊丹市男女共同参画計画（以下「計画」という。）及び男女共同参画に関する施策について市民の立場から独自に調査し、意見の表明を行うことにより、本市における女性差別の解消及び男女共同参画社会の推進を図り、男女平等の社会を実現することを目的として、伊丹市男女共同参画施策市民オンブード（以下「市民オンブード」という。）を設置する。

#### (所掌事項)

第2条 市民オンブードの所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 計画の進捗状況の調査に関する事。
- (2) 本市の男女共同参画に関する施策のうち、自己の発意に基づき取り上げた施策の調査に関する事。
- (3) 本市の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響についての調査に関する事。
- (4) その他市長が特に委嘱する事項

#### (職務の対象としない事項)

第3条 市民オンブードは、次に掲げる事項については、その職務の対象としない。

- (1) 議会に関する事項及び議会の議決に関する事項
- (2) 市職員の勤務条件、身分等に関する事項
- (3) 市民オンブードの身分等に関する事項

#### (責務)

第4条 市民オンブードは、男女共同参画に関する施策の監視役として、公平かつ適切に職務を遂行しなければならない。

- 2 市民オンブードは、その地位を政治的目的のために利用してはならない。
- 3 市民オンブードは、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

#### (市の機関の責務)

第5条 市の機関は、市民オンブードの職務の遂行を尊重し、積極的に協力しなければならない。

#### (組織)

第6条 市民オンブードの定数は、3人とする。

- 2 市民オンブードは、地方自治及び男女共同参画の推進に優れた識見を有する者とする。
- 3 市民オンブードは、公募により募集した者のうちから、前項の条件を満たす者を市長が選考のうえ、委嘱する。ただし応募した者が前項の条件に該当しない場合は、市長は応募した者以外の者で、市長が適当と認める者に委嘱する。

4 市民オンブードは、その職務の遂行にあたっては、協議により行うものとする。

(任期)

第7条 市民オンブードの任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(解任)

第8条 市長は、市民オンブードが次のいずれかに該当すると認めるときは、委嘱を解くことができる。

- (1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき。
- (2) 職務上の義務違反があると認めるとき。
- (3) その他市民オンブードにふさわしくない行為があると認めるとき。

(兼職等の禁止)

第9条 市民オンブードは、次の職を兼ねることができない。

- (1) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）第2条に定める選挙による職
- (2) 政党その他政治団体の役員
- (3) もっぱらその事業が本市との請負に委ねられている企業その他の団体の役員

(調査)

第10条 市民オンブードは、調査のため必要があるときは、市の関係機関に対し説明を求め、関連する文書その他の資料を閲覧し、若しくは提出を求め、又は実地に調査することができる。

2 市民オンブードは、第2条第1号から第3号までに基づく調査を行う場合は、市の関係機関に対し、あらかじめその旨を通知するものとする。

(調査報告書の作成等)

第11条 市民オンブードは、毎年度、決算が議決により認定された後に、当該決算対象年度における計画の進捗状況に関する調査報告書を作成し、意見を付して市長に提出しなければならない。

2 前項の意見表明を受けた市の機関は、その意見を尊重しなければならない。

3 市民オンブードは、報告書及び意見の作成にあたっては、個人情報等の保護について十分な配慮をしなければならない。

(庶務)

第12条 市民オンブードの庶務は、市民部同和・人権室男女共同参画課が行う。

(細則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、市民オンブードの運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

この要綱は、平成9年8月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。



**【発行】**

伊丹市 市民部 同和・人権室

男女共同参画課

〒664-8503

兵庫県伊丹市千僧1-1

TEL : 072-784-8146

FAX : 072-780-3519

E-mail : [danjyokyojo@city.itami.lg.jp](mailto:danjyokyojo@city.itami.lg.jp)